

大阪府景観計画

平成 20 年 10 月

(平成 22 年 9 月変更)

(平成 23 年 9 月変更)

(平成 24 年 4 月変更)

大阪府

目 次

はじめに

1 景観計画の区域	1
(法第8条第2項第1号関係)	
2 景観計画区域の方針等	4
(1)道路軸	5
①良好な景観の形成に関する方針	
(法第8条第2項第2号号関係)	
国道171号沿道区域	6
大阪外環状線(国道170号)沿道区域	8
大阪中央環状線等沿道区域	11
第二京阪道路沿道区域	13
国道26号(第二阪和国道)沿道区域	16
②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	
(法第8条第2項第3号関係)	
道路軸に適用する景観制限事項(別表1)	18
色彩基準(別表6-1)	19
(2)河川軸	20
①良好な景観の形成に関する方針	
淀川等沿岸区域	21
大和川沿岸区域	24
石川沿岸区域	26
②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	
河川軸に適用する景観制限事項(別表2)	29
色彩基準(別表6-1)	30
(3)山並み・緑地軸	31
①良好な景観の形成に関する方針	
北摂山系区域	32
生駒山系区域	35
金剛・和泉葛城山系区域	37
②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	
山並み・緑地軸に適用する景観制限事項(別表3)	40
色彩基準(別表6-1)	41

(4)湾岸軸	・ ・ ・ ・ ・	4 2
①良好な景観の形成に関する方針	・ ・ ・ ・ ・	4 3
大阪湾岸区域		
②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	4 6
湾岸軸に適用する景観制限事項（別表4-1）		
〔高石市～泉南市の工業専用地域及び工業地域以外〕	・ ・ ・ ・ ・	4 8
湾岸軸に適用する景観制限事項（別表4-2）		
〔高石市～泉南市の工業専用地域及び工業地域〕	・ ・ ・ ・ ・	5 0
湾岸軸に適用する景観制限事項〔阪南市・岬町〕（別表4-3）		
色彩基準〔大阪湾岸区域〕（別表6-2）	・ ・ ・ ・ ・	5 1
届出の対象となる行為及び規模〔大阪湾岸区域〕	・ ・ ・ ・ ・	5 2
(5)歴史軸	・ ・ ・ ・ ・	5 4
①良好な景観の形成に関する方針	・ ・ ・ ・ ・	5 5
歴史的街道区域		
②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	5 9
歴史軸〔一般区域〕に適用する景観制限事項（別表5-1）	・ ・ ・ ・ ・	5 9
歴史軸〔重点区域・枚方宿地区〕に適用する景観制限事項	・ ・ ・ ・ ・	6 0
（別表5-2）		
歴史軸〔重点区域・山中宿地区〕に適用する景観制限事項	・ ・ ・ ・ ・	6 2
（別表5-3）		
色彩基準〔歴史的街道区域〕（別表6-3）	・ ・ ・ ・ ・	6 3
届出の対象となる行為及び規模〔歴史的街道区域〕		
3 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針	・ ・ ・ ・ ・	6 5
（法第8条第2項第4号関係）		
4 屋外広告物の表示等に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	6 5
（法第8条第2項第5号イ関係）		
5 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	・ ・ ・ ・ ・	6 5
（法第8条第2項第5号ハ関係）		

はじめに

良好な景観は、景観法（以下、「法」という。）では国民共通の資産であることが規定されており、国民、事業者、行政が手を携え、ともに守り、創り、育てていくべきものです。

大阪府では、「大阪府景観形成基本方針」（以下、「景観形成基本方針」という。）を策定し、「美しい世界都市」の実現を基本目標に掲げ、世界に誇ることのできる魅力ある都市空間と府民誰もが愛着を感じることのできる美しい生活空間の創造に努めることとしています。

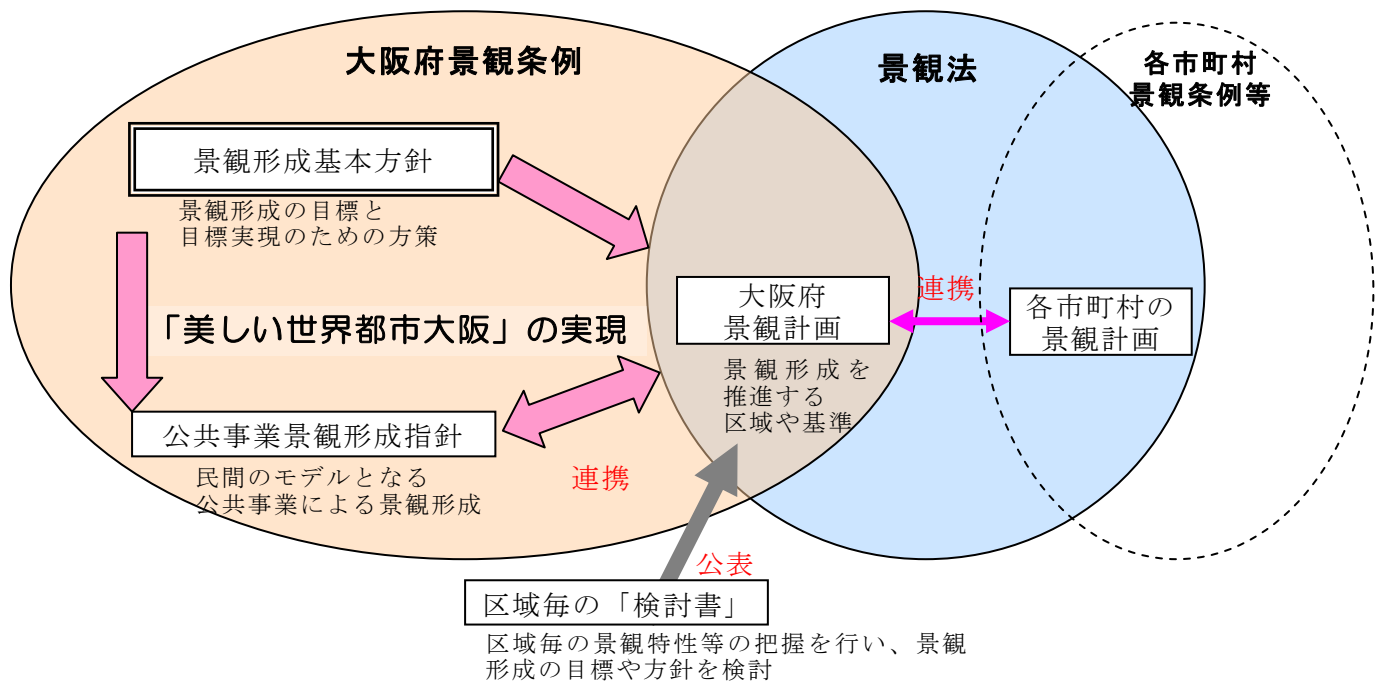
「景観形成基本方針」では、目標実現のための一つの手法として、法に基づく「景観計画」を策定し、良好な景観への規制誘導を実施することを定めています。

法に基づいて策定する大阪府景観計画は、「景観形成基本方針」に基づき、道路軸や河川軸、山並み・緑地軸、湾岸軸、歴史軸等、広域的な観点から景観上重要な区域において定めたものです。このため、景観行政団体である市町村や独自の景観条例を策定している市町村の区域に関する記述を含んでいます。

大阪府としては、基礎的自治体である市町村が、それぞれの地域特性に応じた景観施策を講じることが重要と考えており、全ての市町村が、近い将来、景観行政団体となり、広域的な観点にも配慮して景観計画を策定するよう積極的に働きかけを行います。

これら取組みにより、府内の市町村と連携し、府域全体として、「景観形成基本方針」に掲げる景観形成の目標である「美しい世界都市大阪」の実現を目指します。

■景観計画の位置づけ



■景観計画区域指定の経過

北摂、生駒、金剛・和泉葛城の山並み・緑地軸は大阪の北・東・南の三方を取り囲み、淀川、大和川、石川の河川軸は大阪平野を流れ大阪湾に注ぎ、湾岸軸は国際交流等の複合機能を有する地域へ展開し、大都市大阪に自然とうるおいを与える環境資源であり、大阪の市街地の背景として広域景観を形成する重要な要素です。

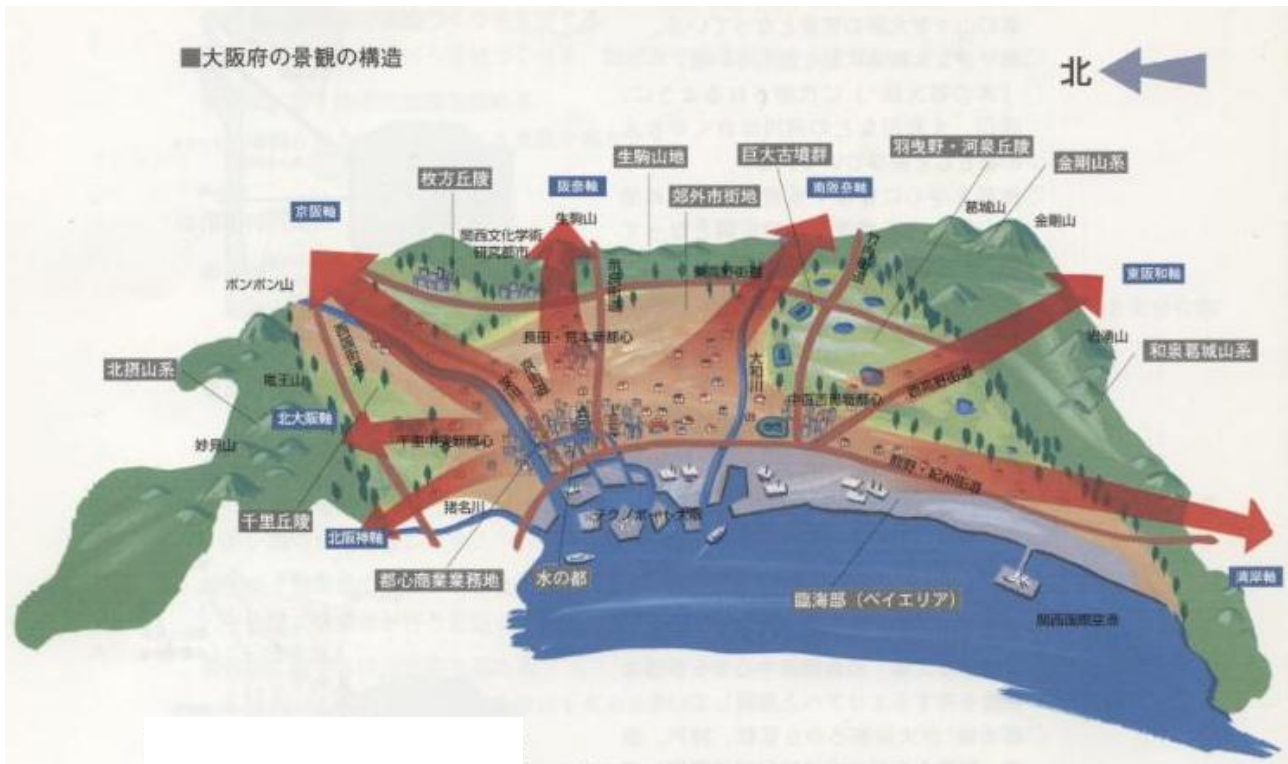
また、大阪の都心を中心に放射状に伸びる広域幹線道路とこれらを互いに結ぶ環状道路は道路軸として都市の骨格となり、広域景観を形成する重要な要素です。

さらに、旧街道等の歴史・文化遺産等が歴史軸として大阪府の景観を特徴づけています。

大阪府では、これら大阪の景観を形成し、特徴づける軸景観を中心に景観計画区域を指定することとしています。

平成 20 年 10 月の景観計画策定時においては、平成 10 年に制定した「大阪府景観条例」に基づき景観形成地域として指定した「国道 171 号沿道」、「大阪外環状線（国道 170 号）沿道」、「大阪中央環状線等沿道」、「国道 26 号（第二阪和国道）沿道」、「淀川等沿岸」の 5 区域とともに、新たに「第二京阪道路沿道」、「生駒山系」の 2 区域を加えた合計 7 区域を第 1 次指定として景観計画区域に指定しました。

平成 22 年度の景観計画の変更においては、第 2 次指定として「大和川沿岸」、「石川沿岸」、「北摂山系」、「金剛・和泉葛城山系」の 4 区域を、平成 23 年の景観計画の変更においては、3 次指定として「大阪湾岸」「歴史的街道」の 2 地域を加え、新たに景観計画区域に指定しました。



1 景観計画の区域 (法第8条第2項第1号関係)

大阪府の定める景観計画の区域は以下の通りとする。

景観計画の区域	
道路軸	国道 171 号沿道区域 国道 171 号の池田市豊島南地内の兵庫県との境界部から三島郡島本町山崎地内の京都府との境界部まで及びその沿道の区域 (道路の端から両側 50mの幅の区間を合わせた区域を基本とする。)
	大阪外環状線(国道 170 号)沿道区域 大阪外環状線(国道 170 号)の高槻市城北町二丁目及び松原町地内から泉佐野市上瓦屋地内まで及びその沿道の区域 (道路の端から両側 50mの幅の区間を合わせた区域を基本とする。)
	大阪中央環状線等沿道区域 大阪中央環状線の池田市住吉二丁目地内から堺市美原区丹上地内まで及び泉大津美原線の堺市美原区丹上地内から泉大津市綾井地内まで及びその沿道の区域 (道路の端から両側 50mの幅の区間を合わせた区域を基本とする。)
	第二京阪道路沿道区域 第二京阪道路の門真市大字ひえ島地内から枚方市長尾東三丁目地内の京都府との境界部まで及びその沿道の区域 (道路の端から両側 50mの幅の区間を合わせた区域を基本とする。)
	国道 26 号(第二阪和国道)沿道区域 国道 26 号の堺市浜寺船尾東一丁地内から泉南郡岬町淡輪地内まで及びその沿道の区域 (道路の端から両側 50mの幅の区間を合わせた区域を基本とする。)
河川軸	淀川等沿岸区域 淀川及び桂川の河川区域及び当該河川区域に沿った区域 (河川区域の端から 500m幅の区域を合わせた区域を基本とする。ただし、区域の境界付近においては、河川区域の端から 500m付近の幹線道路、鉄道等を境界の目安として定めた境界とする。)
	大和川沿岸区域 大和川及び当該河川区域に沿った区域 (河川区域の端から 500m幅の区域を合わせた区域を基本とする。ただし、区域の境界付近においては、河川区域の端から 500m付近の幹線道路、鉄道等を境界の目安として定めた境界とする。)
	石川沿岸区域 柏原市域の大和川との合流地点から富田林市域の高橋までの石川及び当該河川区域に沿った区域 (河川区域の端から 500m幅の区域を合わせた区域を基本とする。ただし、区域の境界付近においては、河川区域の端から 500m付近の幹線道路、鉄道等を境界の目安として定めた境界とする。)

山並み・ 緑地軸	北摂山系区域 国道 176 号、国道 171 号、名神高速道路、檜尾川、J R 東海道本線、府域境界線に囲まれた区域
	生駒山系区域 第二京阪道路、大阪外環状線（国道 170 号）、大和川河川区域と府域境界線に囲まれた区域
	金剛・和泉葛城山系区域 大和川河川区域、大阪外環状線（国道 170 号）、国道 26 号（第二阪和国道）、旧国道 26 号と府域境界線に囲まれた区域
湾岸軸	大阪湾岸区域 関西空港自動車道より北側…大阪臨海線、（都）泉佐野土丸線、市道みなとりんくう線より海側の区域（ただし、大阪臨海線より山側のりんくうタウン区域は一体性を持たすことが必要なため、その部分を含む。） 関西空港自動車道より南側…北方面から市道みなとりんくう線、（都）羽倉崎嘉祥寺線、（都）堺阪南線、南海本線、市道尾崎港線、市道尾崎黒田南線、市道尾崎下出線、（都）国道 26 号線、岬加太港線より海側の区域（ただし、関西空港島及び連絡橋を除く。）
歴史軸	歴史的街道区域（一般区域） 大阪府域の歴史的街道（西国街道、京街道、東高野街道、西高野・高野街道、竹内街道、紀州街道、熊野街道）及びその沿道の区域（道路の端から両側 10m の幅の区間を合わせた区域とする。）※詳細は、別添図 1～3 に示す。
	歴史的街道区域（重点区域） 枚方宿地区、山中宿地区 ※詳細は、別添図 4、5 に示す。

【留意事項】

- (1) 景観行政団体である市町村の区域を除く。
（平成 24 年 3 月時点の景観行政団体は、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、吹田市、茨木市、寝屋川市、箕面市、交野市、太子町である。また、今後景観行政団体となる市町村の区域も、大阪府景観計画の区域から除く。）
- (2) 景観行政団体以外の市町村で、独自の景観条例による届出制度を運用している市においては、当該市に委ねることとし、市景観条例による届出が必要な区域を除く。
- (3) 沿道・沿川・沿岸区域から連続する商業系用途の区域等を含む。（ただし、歴史軸を除く。）
- (4) 詳細の位置図は、別添図書による。
- (5) 敷地が区域の内外にわたる場合は、敷地のすべてについて区域内とする。
- (6) 区域が重複する場合は、それぞれの方針、基準を適用する。

【景観計画区域の概要】

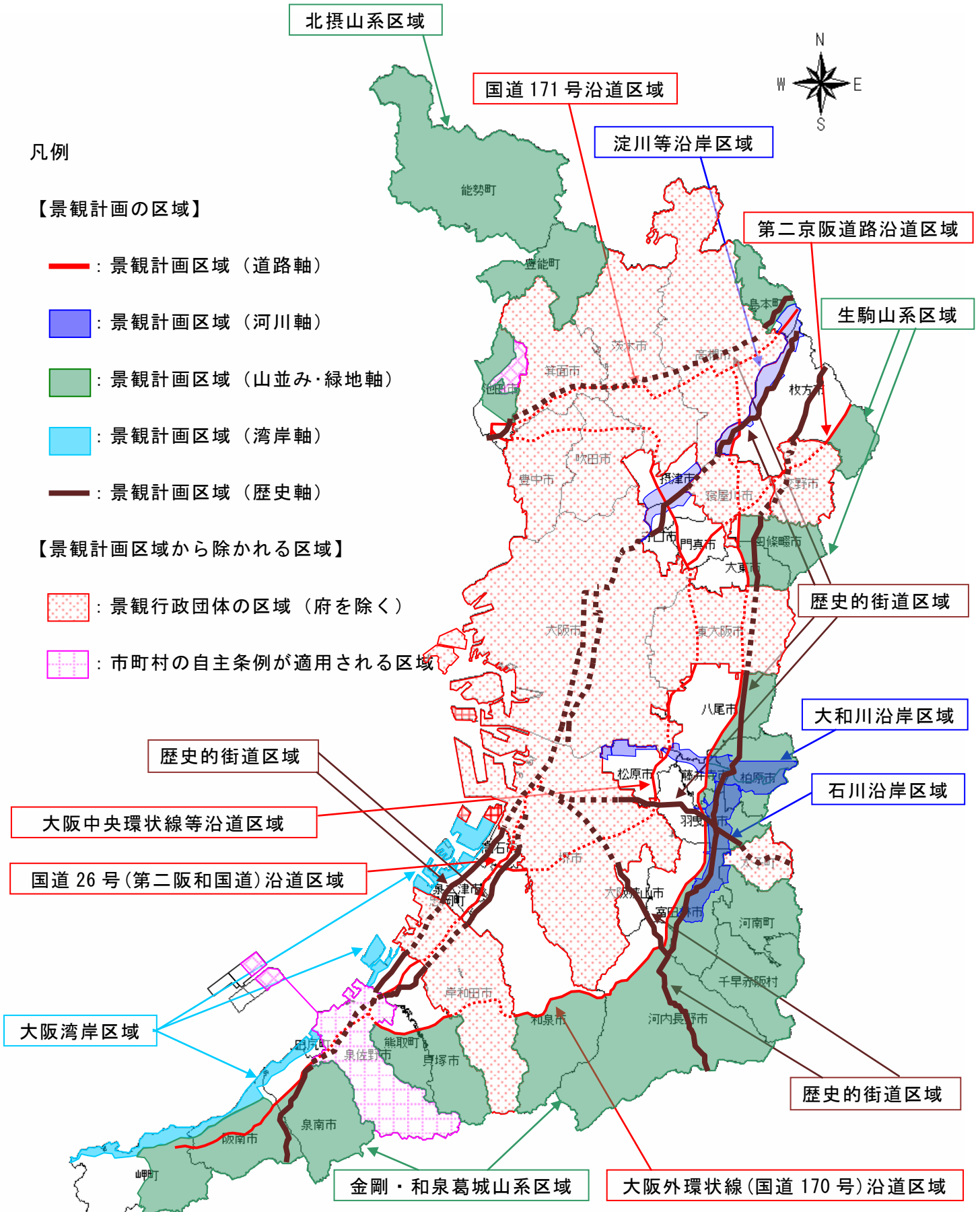
凡例

【景観計画の区域】

- : 景観計画区域 (道路軸)
- : 景観計画区域 (河川軸)
- : 景観計画区域 (山並み・緑地軸)
- : 景観計画区域 (湾岸軸)
- : 景観計画区域 (歴史軸)

【景観計画区域から除かれる区域】

- : 景観行政団体の区域 (府を除く)
- : 市町村の自主条例が適用される区域



2 景観計画区域の方針等

「景観形成基本方針」に即して景観形成を推進し、区域毎の景観形成方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を以下のとおり定める。

なお、「景観づくりの基本方針」において、広域的な観点から、景観の連続性を示すため、景観行政団体や景観条例を策定している市町村の区域に関する記載を含んでいるが、当該区域は、市町村の定める景観計画等の方針に基づくものとする。

また、建築物等の計画の際の参考とするため、当該方針を定めるに至る「検討書」を別に作成する。

(1) 道路軸

①良好な景観の形成に関する方針

【国道 171 号沿道区域】

1/2

I. 景観づくりの目標

『北摂の緑の山並み等の自然と、都市景観が調和した秩序ある景観をつくりだす。』



II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

- (1) 東海道本線、名神高速道路等の国土軸に位置するとともに、北大阪の各都市を東西に結ぶ地域軸であることを意識した、秩序ある景観づくりを行う。
- (2) 北大阪の背景を成している北摂山系の裾野を走る中において、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。
- (3) 環状・南北の都市軸と交差する道路空間の構成がもたらす場所性を活かし、駅周辺地区、環状軸等との交差点等での良好なランドマークの形成等に努める。
- (4) 周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設等の景観資源との調和やつながりを大切にする。

2. 場所を活かす方針

(1) 池田市域（一部豊中市飛地を含む。）の区間

背景となる北摂山系と美しい街路樹により、みどり多い景観が形成されている現状を踏まえ、『山並みや美しい街路樹等みどり多い優れた環境になじむ質の高い景観づくりを行う。』

- ①夫婦池交差点等の道路の屈折部等においては、山並みの見え方の変化にも配慮した景観づくりを行う。
- ②中国自動車道との交差点、天神交差点周辺や石橋駅周辺等においては、交通の要衝や中心地にふさわしい景観づくりを行う。

(2) 箕面市域から高槻市域（新檜尾川橋）の区間

沿道サービス施設を中心として、工場、業務施設、集合住宅等が中心となった都市的沿道景観が形成されている現状をふまえ、『山並みへの眺望やまちなみの調和に配慮した活気と秩序ある景観づくりを行う。』

- ①萱野交差点付近や清水交差点付近及び JR 摂津富田駅、JR 高槻駅、阪急高槻市駅等鉄道駅周辺地域、高槻市役所周辺等においては、中心地や近隣核にふさわしい景観づくりを行う。
- ②大阪高槻京都線や国道 170 号等、主要な幹線道路との交差点付近では、山並みの眺望の確保にも配慮しつつ、交通の要衝にふさわしい調和ある景観づくりを行う。

③西国街道の伝統的なまちなみ等の歴史拠点や、緑の拠点との連携に配慮するとともに、千里丘陵及びその麓に広がる田園景観との調和に配慮する。

(3) 高槻市域（新檜尾川橋）から島本町域の区間

北摂山系の豊かなみどりを背景とする中において、沿道サービス施設等による沿道景観が形成されつつある現状を踏まえ、『北摂の豊かなみどりの山並みに配慮したみどり多い景観づくりを行うとともに、まちなみの調和やまとまりに配慮した景観づくりを行う。』

①淀川の水とみどりの軸や山並みが迫る地域については、みどり豊かな景観づくりを行う。

②名神高速道路、第二名神高速道路、東海道新幹線等の国土軸と並行・交差して走る地域については、こうした国土軸との関係を意識し、北大阪の地域間道路として及び、旧街道としての歴史性等を識した景観づくりを行う。

Ⅲ. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 北大阪の背景を成している北摂山系の裾野にあって、優れた自然の眺望景観と北大阪の都市を結び、国土軸と並行・交差する景観構造を読み取り、活かす。
2. 道路の諸要素相互の調和や高架構造物の圧迫感を和らげる工夫等による景観の向上を目指すとともに、建築物等沿道の諸要素が調和し、全体として一体感の感じられる道路景観をつくる。
3. 北摂山系や淀川の迫る区域については、街路樹の育成等により、山並み景観や河川景観と調和した豊かなみどり空間をつくる。
4. 歩道や高架下の空間等、道路空間を適切に維持管理する。

I. 景観づくりの目標

『大阪の背景を成している生駒山系、金剛山系、和泉葛城山系の裾野を走り、大阪の骨格となる自然、歴史を結ぶ中において、自然環境等に配慮した景観をつくりだす。』



II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

- (1) 大阪府郊外の各都市を結ぶ骨格的な環状道路軸であり、また関西国際空港への主要なアクセス軸であることを意識した景観づくりを行う。
- (2) 大阪の背景を成している生駒・金剛・和泉葛城山系の裾野を走る中において、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。
- (3) 大阪の郊外都市を環状に結ぶ道路空間の構成がもたらす場所性を活かし、放射状の都市軸との交差部や駅周辺地区等において周辺環境に配慮した良好なランドマークの形成等に努める。
- (4) 周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設等の景観資源との調和やつながりを大切にする。

2. 場所を活かす方針

(1) 高槻市域から寝屋川市域（府道八尾枚方線との合流部まで。）の区間

沿道サービス施設、業務施設、集合住宅等が中心となった都市的沿道景観が形成されている現状をふまえ、『まちなみの調和やまとまりに配慮した活気ある景観づくりを行う。』

- ①高槻市八丁畷交差点周辺、十三高槻線交差点周辺や寝屋川市役所周辺等においては、交通の要衝や中心地にふさわしい景観づくりを行う。
- ②淀川の水とみどりの軸や、丘陵地等のみどりと連携したみどり豊かな景観づくりを行う。
- ③京街道枚方宿の伝統的なまちなみとの調和や、歴史的環境を活かした取組みとの連携に配慮する。

(2) 寝屋川市域（府道八尾枚方線との合流部から。）から八尾市域の区間

生駒山の豊かなみどりを背景とする中において、沿道サービス施設や流通業務施設を中心としてみどりが少なく無秩序な沿道景観が形成されている現状をふまえ、『生駒の豊かなみどりの山並みに配慮したみどり多い景観づくりを行うとともに、まちなみの調和やまとまりに配慮した秩序ある景観づくりを行う。』

- ①東大阪市被服団地や、JR 関西本線志紀駅等の鉄道駅周辺等においては、中心地や近隣核にふさわしい景観づくりを行う。
- ②国道 163 号や大阪生駒線等、主要な幹線道路の交差点付近では山並みの眺望の確保にも配慮しつつ、交通の要衝にふさわしい景観づくりを行う。
- ③深北緑地等のみどりの拠点や、田園地のみどりと連携した、みどり豊かな景観づくりを行う。

(3) 柏原市域から河内長野市域の区間

美しい街路樹、田園・古墳群・公園・丘陵等のみどり空間、山並みの眺望や歴史性等の環境に優れ、良好な意匠の建築物も多い中、サービス施設等による沿道景観が形成されつつある現状をふまえ、『美しい街路樹や田園地等の沿道のみどり空間や山並みの眺望、歴史性等、優れた環境に配慮するとともに、まちなみの調和やまとまりに配慮した景観づくりを行う。』

- ①近鉄長野線富田林駅周辺や、南阪奈道路等、主要な幹線道路の交差点付近では、山並みの眺望の確保に配慮しつつ中心地や交通の要衝にふさわしい景観づくりを行う。
- ②大和川の水とみどりの軸や、河内長野南部の田園、錦織公園、古市古墳群等のみどりの拠点と連携した、みどり豊かな景観づくりを行う。
- ③竹内街道、西高野街道等の伝統的なまちなみとの調和に配慮する。

(4) 和泉市域から泉佐野市域の区間

和泉葛城山系のみどりの多い山並みの中において、集落景観が点在し、また計画的市街地開発地区等を中心とした沿道景観が形成されつつある現状をふまえ、『山並みのみどりや眺望等優れた環境を保全するとともに、新たに形成される市街地においては自然環境や山並み景観と調和した質の高い景観づくりを行う。』

- ①テクノステージ和泉、貝塚市東山丘陵地区、JR 熊取駅前地区や国道 26 号との交差点付近等においては、中心地や交通の要衝にふさわしい景観づくりを行う。
- ②山間部においては、集落景観との調和に配慮する。
- ③緑地の保全に努めるとともに、檀波羅山風致地区等みどりの点と連携した、みどり豊かな景観づくりを行う。

Ⅲ. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 主に生駒・金剛・和泉葛城山系の山裾において、大阪の郊外都市の縁辺部や中心部を環状に結ぶ景観構造を読み取り、活かす。
2. 道路の諸要素相互の調和や高架構造物の圧迫感を和らげる工夫等による景観の向上を目指すとともに、建築物等沿道の諸要素が調和し、全体として一体感の感じられる道路景観をつくる。
3. 生駒・金剛・和泉葛城山系を背景とする区域においては、街路樹の育成と充実に努めるとともに、法面緑化や緑化回復等、山並み景観や田園景観等と調和した豊かなみどり空間をつくる。
4. 歩道や高架下の空間等、道路空間を適切に維持管理する。

I. 景観づくりの目標

『都市の営みのなかに緑の豊かさが織り込まれた、連続性が感じられる景観をつくりだす。』



II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

- (1) 特色ある内陸都市群を結ぶ、大阪を代表する中央環状軸であることを意識した景観づくりを行う。
- (2) 大阪のみどりのネットワークを形成する中央環状緑地群の骨格として、豊かな街路樹等による都市空間と調和した、連続性が感じられるみどり空間をつくる。
- (3) 大阪の中心市街地と周辺山系の間にあって、北大阪から泉州地域に至る環状の道路空間の構成がもたらす場所性を活かし、放射状の都市軸との交差部、駅周辺地区等での良好なランドマークの形成や、丘陵部等での眺望の確保等に努める。
- (4) 周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設等の景観資源との調和やつながりを大切にする。

2. 場所を活かす方針

(1) 池田インターチェンジから吹田ジャンクションの区間

住宅を中心とした緑豊かな沿道景観の特性を活かし、『良好な住宅地にふさわしい、緑豊かでうるおいを感じる景観づくりを行う。』

- ①千里中央地区は、緑に抱かれた文化的な雰囲気の中でにぎわいと風格が感じられる景観づくりを行う。
- ②少路駅、山田駅等の周辺地域では、中心地にふさわしい景観づくりを行う。
- ③千里ニュータウン、万博公園等の緑豊かで良好な景観を継承する。
- ④島熊山付近における眺望の確保等配慮する。

(2) 吹田ジャンクションから松原ジャンクションの区間

工業・流通業務施設を中心とした沿道景観の現状をふまえ、『人々の営みの暖かさが感じられる景観づくりを行う。』

- ①長田・荒本地区は、産業と市民生活が調和した雰囲気が感じられる景観づくりを行う。
- ②南茨木駅、門真市駅等の周辺地域では、中心地にふさわしい景観づくりを行う。
- ③淀川等の水と緑の軸と連携した景観づくりを行う。
- ④久宝寺緑地等、緑の拠点一帯は緑豊かな景観づくりを行う。

(3) 松原ジャンクションから国道 26 号の区間

田園風景等のみられる中で市街化しつつある沿道景観の現状をふまえ、『環境に配慮した質の高い景観づくりを行う。』

- ① 幹線道路の交差点付近等では、交通の要衝にふさわしい景観をつくる。
- ② 西高野街道等の伝統的まちなみとの調和に配慮する。
- ③ 鶴田池等、水と緑の拠点一帯は緑豊かな景観づくりを行う。

Ⅲ. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 大阪の中心市街地と周辺山系の間であって、北大阪の丘陵部から泉州地域の平野部まで、特色ある内陸都市群を環状に結ぶ景観構造を読み取り、活かす。
2. 高速道路・モノレール等の高架構造物と平面道路で構成される構造特性をふまえ、道路の諸要素相互の調和や高架構造物の形状の工夫、高架下の緑化等による地域の遮断性や圧迫感の緩和等、景観の向上を目指すとともに、建築物等沿道の諸要素が調和し、全体として一体感の感じられる道路景観をつくる。
3. 豊富な街路樹や大規模な敷地内緑地等により緑豊かな道路景観が形成されている本地域において、大阪のみどりのネットワークを形成する中央環状緑地群の骨格として、街路樹の育成と充実に努め、地域景観とも調和した伸びやかで豊かなみどり空間をつくる。
4. 高架下等の空間を中心に道路空間を適切に維持管理する。

I. 景観づくりの目標

『生駒山系の裾野を走り、「淀川のみどり」と「生駒山系のみどり」の間に新たな「みどりの軸」を形成し、京都と大阪の地域と歴史・文化を結ぶ中において、自然と都市景観が調和した景観をつくりだす。』



II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

- (1) 京都、大阪を結ぶ古来からの文化往来の地に位置し、また北河内の各都市を南北に結ぶ地域軸となり、沿道の新たな市街地形成の先導的役割を果たし、地域の風景となる良質な空間・景観を創造する。
- (2) 北河内の背景を成している生駒山系の裾野を走る中において、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。
- (3) 環状・東西の都市軸と交差する道路空間がもたらす場所性を活かし、IC周辺部、都市軸との交差部等での良好なランドマークの形成等に努める。
- (4) 周辺の自然的要素、歴史的文化遺産、優れた意匠の都市施設等の景観資源との調和やつながりを大切にし、節度と風格のある景観づくりを行う。

2. 場所を活かす方針

(1) 大阪中央環状線から国道170号の区間

既成市街地が大半を占め、住宅と中小規模の工場等が混在した都市的沿道景観が形成されている現状を踏まえ、『環境施設帯の織りなす緑の軸やまちなみの調和に配慮した活気と節度と風格のある景観づくりを行う。』

①門真 JCT、門真 IC、寝屋川南 IC 付近や門真南駅周辺等においては、交通の要衝や中心地にふさわしい景観づくりを行う。

②国道 163 号や大阪外環状線（国道 170 号）等、主要な線道路との交差付近では、周辺街地景観との和に配慮しつ、交通の要衝にふさわしい景観づくりを行う。

(2) 国道 170 号から天野川の区間

農地と樹林地が大半を占め、寝屋川公園等みどりの量の多い景観が形成されている現状をふまえ、『山並みや公園等のみどり多い優れた環境になじむ質の高い景観づくりを行う。』

- ①JR 東寝屋川駅、JR 星田駅、寝屋川北 IC、交野南 IC 周辺等においては、近隣核や交通の要衝にふさわしい景観づくりを行う。
- ②天野川交差部の水辺の自然資源や旧街道等の歴史資源との連携に配慮するとともに、沿道に広がる田園風景との調和に配慮する。
- ③専用道路の構造の変化により、視界の開ける区域においては、周辺の景観への調和等、道路からの眺望に配慮する。

(3) 天野川から枚方市域の区間

生駒山系の豊かなみどりを背景とする中において、まとまった農地と良好な戸建て住宅地や旧集落により景観が形成されている現状をふまえ、『生駒山系の豊かなみどりの山並みに配慮したみどりの多い景観づくりを行うとともに、まちなみの調和やまとまりに配慮した景観づくりを行う。』

- ①JR 河内磐船駅、京阪交野市駅、交野北 IC 周辺等においては、近隣核や交通の要衝にふさわしい景観づくりを行う。
- ②一般道路部の高さが専用道路部に近づく京阪交野線や JR 学研都市線との交差・並行して走る地域については、視界の広がりを意識し、背景となる景観との調和に配慮する。
- ③源氏池等のため池や山並みが迫る地域については、みどり豊かな景観づくりを行う。

(4) 枚方市域の区間

生駒山系の裾野と農地と閑静な低層住宅地、ゴルフ場等、みどりの量の多い景観が形成されている現状をふまえ、『生駒山系の山並み等のまとまりのあるみどりに配慮し、豊かな自然景観と良好な住宅地と調和した景観づくりを行う。』

- ①国道 307 号交差部、JR 津田駅、JR 藤阪駅、JR 長尾駅、枚方南 IC、枚方東 IC 周辺等においては、近隣核や交通の要衝にふさわしい景観づくりを行う。
- ②生駒山系の山並みが迫る地域については、みどり豊かな景観づくりを行う。

Ⅲ. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 門真の市街地から、田園地域を貫き、生駒山系の山裾通る自然の眺望景観と市街地景観に優れた景観構造を読み取り、活かす。
2. 道路の諸要素相互の調和や高架構造物の圧迫感を和らげる工夫等による景観の向上を目指すとともに、建築物等沿道の諸要素が調和し、全体として一体感の感じられる道路景観をつくる。
3. 生駒山系の山裾や田園地域を貫く本地域においては、街路樹や緑地帯の育成と充実等により、山並み景観や田園景観等と調和した豊かなみどり空間をつくる。
4. 歩道や緑地帯等の空間を中心に公共・公益空間を適切に維持管理する。

I. 景観づくりの目標

『泉州地域の生活と産業を支えるシンボル軸において環境に配慮し、秩序のある景観をつくりだす。』



II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

- (1) 泉州地域の生活と産業を支えるシンボル軸であり、また関西国際空港への主要なアクセス軸であることを意識し、秩序のある景観づくりを行う。
- (2) 田園、ため池、河川空間等、泉州地域の水とみどり多い環境に配慮するとともに、みどりの活用による秩序のある景観づくりを行う。
- (3) 長く伸びる大阪湾と和泉葛城山系の間にあつて、特色のある都市群を横につなぐ道路空間の構成がもたらす場所性を活かし、山から海へ向かう河川や都市の主要道路との交差点での良好なランドマークの形成等に努める。
- (4) 周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設等の景観資源との調和やつながりを大切にする。

2. 場所を活かす方針

(1) 堺市域（石津川橋）から岸和田市域の区間

沿道サービス施設や屋外広告物が乱雑に連続している沿道景観の現状を踏まえ『まちなみの調和やまとまりに配慮した秩序ある景観づくりを行う。』

- ① 主要な幹線道路の交差点付近等では、交通の要衝にふさわしい景観をつくる。
- ② 東岸和田駅周辺、要池団地東交差点周辺地域等では、魅力ある商業地にふさわしい景観づくりを行う。
- ③ 高石鴨公園、池上曾根遺跡、岸和田中央公園等、緑の拠点一帯は緑豊かな景観づくりを行う。

(2) 貝塚市域から阪南市域（鳥取中）の区間

田園風景や豊かな街路樹等の見られる中、無秩序な沿道景観が形成されつつある現状をふまえ、『環境に配慮するとともに、まちなみの調和やまとまりに配慮した秩序ある景観づくりを行う。』

- ① 関西空港自動車道（国道 481 号）等、主要な幹線道路の交差点付近等では、交通の要衝にふさわしい景観をつくる。
- ② 泉佐野駅周辺地区、鳥取中地区等では、中心地にふさわしい景観づくりを行う。
- ③ 樫井川等、水と緑の軸や、末広公園等、緑の拠点と連携した緑豊かな景観づくりを行う。

(3) 阪南市域（自然田）から岬町（淡輪）の区間

緑豊かな山並みの自然景観の中で、計画的な市街地が形成されつつある現状をふまえ、『緑豊かな山並みや新たに形成される市街地環境に配慮した、質の高い景観づくりを行う。』

Ⅲ. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 長く伸びる大阪湾と和泉葛城山系の間であって、特色ある都市群を横につなぐ景観構造を読み取り、活かす。
2. 植栽された中央分離帯を含む広幅員の平面道路、多くの河川・幹線道路と立体交差する跨道橋等の高架構造物で構成される構造特性をふまえ、道路の諸要素相互の調和、高架構造物の形状の工夫等による地域の遮断性や圧迫感の緩和等、景観の向上を目指すとともに、建築物等沿道の諸要素が調和し、全体として一体感の感じられる道路景観をつくる。
3. 泉州地域の水とみどり多い環境を有する本地域において、街路樹の育成と充実に努め、周辺環境と調和した、秩序あるみどり空間をつくる。
4. 高架下・中央分離帯・歩道等の空間を中心に道路空間を適切に維持管理する。

②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

道路軸（大阪中央環状線等沿道区域・国道26号沿道区域・大阪外環状線沿道区域・国道171号沿道区域・第二京阪道路沿道区域）の規制又は措置の基準として、については別表1を適用することとする。

なお、複数の区域が重複する場合、それぞれの基準を適用することとする。

【別表1（道路軸に適用）】

建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。 ※別表6-1の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化	(ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	
工作物の基準	工作物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。 ※別表6-1の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化	(ア)道路に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	

【別表6-1（色彩基準）】

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

- ① R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度6以下
- ② Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、彩度2以下

※JISのマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合
 ※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
 ※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

【届出の対象となる行為及び規模】（大阪府景観条例施行規則による。）

		届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
1	建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが20mを超えるもの 又は 建築面積が2,000㎡を超えるもの
2	工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様又は色彩の変更	高さが20mを超える煙、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱木柱、装飾塔記念塔、高架槽サイロ、物見塔等 高さが20m又は造面積が2,00㎡を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースタ、リーゴラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシュプラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

なお、法並びに大阪府景観条例により、通常の管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。

(2) 河川軸

①良好な景観の形成に関する方針

【淀川等沿岸区域】

1/3

I. 景観づくりの目標

『自然のうるおいが感じられる、豊かな水と緑がつくる淀川の広大なオープンスペースと、それに映える美しいまちなみと山並みが織りなす雄大な景観を守り、育てる。』



II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

(1) 広大な水と緑の空間と背後のまちなみや北摂、生駒の山並み等に映えるよう、対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮し、雄大な淀川と調和のとれた景観づくりを行う。

- ①沿川の建築物等は、対岸から見られることを意識し、外形や色調、スカイライン等、周辺との調和に配慮する。
- ②高層や大規模な建築物等は、ランドマークやアイストップとなりやすいため、特に橋梁や対岸等からの見え方に配慮するとともに、枚方丘陵や北摂、生駒の山並み等、背後の風景との調和について配慮する。
- ③住宅団地や駅前等の高層建築物が集積する地区では、地区全体をひとつのまとまりと捉え、建築物群としての見え方やスカイライン等に配慮する。

(2) 大阪平野を貫いて流れ、大阪の市街地に自然のうるおいをもたらす淀川に沿ってみどりの帯を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行う。

- ①沿川部が淀川とともにうるおいを感じる緑の帯となるよう、地域にあった樹種の植栽等、周辺とのつながりに配慮し、沿川敷地の緑化に努める。
- ②淀川に隣接する建築物等の河川側部分については、特に堤防や橋梁からの景観を意識するよう努める。
- ③集落内の屋敷林や生け垣、寺社林等は適切な維持管理に努める。
- ④スーパー堤防上の敷地においては、河川の植栽とのつながり等に配慮する。

- (3) 周辺にある淀川と関わりの深い歴史文化遺産等との調和やつながりを意識する、淀川からの眺望の確保に配慮する、スーパー堤防と淀川との一体性に配慮する等、淀川との関係を活かした景観づくりを行う。

- ① 淀川と関わりのある周辺の歴史的建造物、記念碑、集落、道標等の歴史文化遺産等を把握し、地域の魅力ある景観づくりに活かすように努める。
- ② 人々が集まる堤防や橋梁から見える建築物等や敷地は、そこからの視線を意識した意匠等とするよう努める。
- ③ 工場等は建物や設備等の美装化、設備等の見えにくい配置、植栽等による修景等の工夫に努める。
- ④ スーパー堤防事業等により沿川に建つ高層建築物は、周辺からの眺望が失われないよう、配置や意匠等に配慮する。
- ⑤ スーパー堤防上の敷地では、河川側への植栽の配置等により淀川の自然との一体性に配慮し、圧迫感を感じさせないよう建築物の配置や意匠等に配慮する。

2. 場所を活かす方針

(1) 淀川左岸の景観（守口市、寝屋川市、枚方市）

淀川の自然、歴史環境と都市文化が融和し、賑わいのあるなか、淀川の眺望と緑が感じられる景観づくりを行う。

- ① 淀川の自然環境と旧枚方宿等の歴史環境と都市文化が融和し、賑わいのある景観づくりを行う。
- ② 市街地では淀川の眺望と緑が感じられるよう、堤防へのアクセス空間の景観への配慮等により、自然と調和し、淀川を意識できる景観づくりを行う。

(2) 淀川右岸（摂津市、高槻市、島本町）

背景となる北摂山系を意識しつつ、淀川の眺望に配慮し、淀川の自然と調和した緑豊かな景観づくりを行う。

- ① 背景となる北摂山系を意識した緑豊かな景観づくりを行う。
- ② 敷地や建築物の秩序ある配置や、堤防へのアクセス空間の景観への配慮等により、自然と調和し淀川を意識できる景観づくりを行う。

(3) 景観ポイント

- ① 都市の入り口となる橋梁付近では、意匠等において景観ポイントとして名所的な空間となりうるような景観づくりを行う。

- 1) 鳥飼大橋、鳥飼仁和寺大橋、淀川新橋、枚方大橋等、淀川に架かる幹線道路の橋梁付近における建築物等は、都市の分節点にふさわしい名所的な空間となるよう、意匠等に配慮する。

②旧枚方宿等、京街道沿道に残る淀川とのつながりが深い集落では、それぞれの集落にふさわしい伝統文化が感じられる景観づくりを行う。

- 1) 淀川沿川、京街道沿道に今も残る集落等では、伝統的な外観や緑の多い環境等、それぞれに感じられる伝統的景観の保全と調和に努める。
- 2) 旧枚方宿では、旧街道、町家、寺院等が一体となった歴史的まちなみの保全、整備に努める。

③沿川の駅周辺、スーパー堤防事業や大規模開発地等の市街地では、淀川の眺望景観や地域のまとまりに配慮するとともに、様々な景観誘導施策の実施に努め、良好な景観づくりを行う。

- 1) 駅周辺等の高層建築物群等による市街地では、地域全体をひとつのまとまりと捉え、建築物群としての見え方やスカイライン等に配慮する。
- 2) スーパー堤防事業等による高層建築物は、河川側への植栽の配置等により、淀川が持つ空間や自然等との一体性に配慮するとともに、眺望景観を阻害せず、圧迫感を感じさせないように、配置や意匠等に配慮する。
- 3) 沿川の大規模開発による高層建築物等は、対岸からも視認され、沿川市街地の景観拠点となるため、地区計画や建築協定といった様々な景観誘導手法により質の高い景観の形成に努める。

④淀川の支川と主要道路が交差する橋詰空間では、淀川と支川双方の河川空間の表情を活かし、名所的な空間となりうるような景観づくりを行う。

- 1) 淀川の支川と主要道路が交差する橋詰空間では、双方の河川を眺望できることから、双方の河川空間の表情を活かし、名所的な空間となりうるような景観づくりを行う。

Ⅲ. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. ヨシ原やワンド等、豊かで貴重な自然が残るところでは、郷土種等を再生する等、水辺の自然環境の保全に努める。
2. 堤防、護岸等、河川敷の骨格を形作る施設は、河川の自然景観の保全に配慮し、レクリエーション施設や橋梁等、河川空間を構成する人工的な施設は、自然景観との調和に配慮する。
3. 国や大阪府、周辺市町だけでなく、淀川と関わりの深い地域住民等と協力し、高水敷や堤防等の公共空間を適切に維持管理し、淀川をきれいに保つ景観づくりを行う。

I. 景観づくりの目標

『自然のうるおいが感じられる、水と緑がつくる大和川のオープンスペースと、それに映える丘陵部等の美しいまちなみと遥かな山並みが織りなす広がりのある景観を守り、育てる。』



II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

- (1) 水と緑の空間と背後のまちなみや富田林等の丘陵、生駒、金剛の山並み等に映えるよう、対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮し、大和川の自然と調和のとれた景観づくりを行う。

- ①沿川の建築物等は、対岸から見られることを意識し、外形や色調、スカイライン等、周辺との調和に配慮する。
- ②高層や大規模な建築物等は、ランドマークやアイストップとなりやすいため、特に橋梁や対岸等からの見え方に配慮するとともに、富田林丘陵や生駒、金剛の山並み等、背後の風景との調和について配慮する。
- ③住宅団地や駅前等の高層建築物が集積する地区では、地区全体をひとつのまとまりと捉え、建物群としての見え方やスカイライン等に配慮する。

- (2) 大阪平野の中央部と南部の境を流れ、周辺の市街地に自然のうるおいをもたらす大和川に沿ってみどりの帯を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行う。

- ①沿川部が大和川とともにうるおいを感じる緑の帯となるよう、地域にあった樹種の植栽等、周辺とのつながりに配慮し、沿川敷地の緑化に努める。
- ②大和川に隣接する建築物等の河川側部分については、特に堤防や橋梁からの景観を意識するよう努める。
- ③集落内の屋敷林や生け垣、寺社林等は適切な維持管理に努める。
- ④スーパー堤防上の敷地においては、河川の植栽とのつながり等に配慮する。

- (3) 大和川周辺の歴史文化遺産等との調和やつながりを意識する、大和川からの眺望の確保に配慮する、スーパー堤防と大和川との一体性に配慮する等、大和川との関係を活かした景観づくりを行う。

- ①大和川周辺の歴史的建造物、集落、古墳、記念碑、道標等の歴史環境や文化遺産等を把握し、地域の魅力ある景観づくりに活かすよう努める。
- ②人々が集まる堤防や橋梁から見える建築物等や敷地は、そこからの視線を意識した意匠等とするよう努める。
- ③工場等は建物や設備等の美装化、設備等の見えにくい配置、植栽等による修景等の工夫に努める。
- ④スーパー堤防事業を契機としたまちづくり等により沿川に建つ高層建築物は、周辺からの眺望が失われないよう、配置や意匠等に配慮する。

2. 場所を活かす方針

(1) 奈良県境から石川との合流部付近までの景観

大和川の自然、歴史環境と生駒、金剛山系の自然とが融和し、奈良盆地から大阪平野への玄関口にふさわしい緑豊かな景観づくりを行う。

- ①大和川の自然、歴史環境と生駒、金剛山系の緑とが調和した景観づくりを行い、交通の要衝として奈良と大阪を行き交う人々が大和川の水と緑を意識できるよう、大和川の眺望に配慮した景観づくりを行う。

(2) 石川との合流部付近から河口までの景観

背景となる富田林丘陵、生駒、金剛山系を意識しつつ、大和川の眺望に配慮し、大和川の水と緑と一体となった景観づくりを行う。

- ①背景となる富田林丘陵や生駒、金剛山系を意識した緑豊かな景観づくりを行う。
②敷地や建築物の秩序ある配置や、堤防へのアクセス空間の景観への配慮等により、自然と調和し、大和川を意識できる景観づくりを行う。

(3) 景観ポイント

①都市の入り口となる橋梁付近では、意匠等において景観ポイントとして名所的な空間となりうるような景観づくりを行う。

- 1)新明治橋、新大井橋等、大和川に架かる幹線道路の橋梁付近における建築物等は、都市の入り口、分節点にふさわしい名所的な空間となるよう、意匠等に配慮する。

②沿川の駅周辺、スーパー堤防事業を契機としたまちづくり等による高層建築物等は、大和川の眺望景観に配慮するとともに、様々な景観誘導施策の実施に努め、良好な景観づくりを行う。

- 1)駅周辺等の市街地では、地域全体をひとつのまとまりと捉え、建築物群としての見え方やスカイライン等に配慮する。
2)スーパー堤防事業を契機としたまちづくり等による高層建築物等は、河川側への植栽の配置等により、大和川が持つ空間や自然等との一体性に配慮するとともに、眺望景観を阻害せず、圧迫感を感じさせないよう、配置や意匠等に配慮する。
3)沿川の高層建築物等は、対岸からも視認され、沿川市街地の景観拠点となるため、地区計画や建築協定といった様々な景観誘導手法により質の高い景観の形成に努める。

Ⅲ. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 豊かで貴重な自然が残るところでは、在来種等を再生する等、水辺の自然環境の保全に努める。
2. 堤防、護岸等、河川敷の骨格を形作る施設は、河川の自然景観の保全に配慮し、レクリエーション施設や橋梁等、河川空間を構成する人工的な施設は、自然景観との調和に配慮する。
3. 国や大阪府、周辺市だけでなく、大和川と関わりの深い地域住民等と協力し、高水敷や堤防等の公共空間を適切に維持管理し、大和川をきれいに保つ景観づくりを行う。

I. 景観づくりの目標

『自然のうるおいが感じられる、水と緑がつくる石川と、石川から見上げる美しいまちなみや田園風景と山並みが一体となった景観を守り、育てる。』



II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

- (1) 水と緑の空間と背後のまちなみや金剛・和泉葛城の山並みや富田林丘陵、田園風景が一体となるよう、対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮し、石川の自然と調和のとれた景観づくりを行う。

- ①沿川の建築物等は、対岸から見られることを意識し、外形や色調が周辺の田園風景と調和するよう配慮する。
- ②大規模な住宅団地や工場等は、ランドマークやアイストップとなりやすいため、特に橋梁や対岸等からの建築物群としての見え方に配慮するとともに、富田林丘陵や金剛・和泉葛城の山並み等のスカイラインについても配慮する。

- (2) 南河内地域に自然のうるおいをもたらす石川に沿ってみどりの帯を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行う。

- ①沿川部が石川とともにうるおいを感じる緑の帯となるよう、地域にあった樹種の植栽等、周辺とのつながりに配慮し、沿川敷地の緑化に努める。
- ②石川に隣接する建築物等の河川側部分については、特に堤防や橋梁からの景観を意識するよう努める。
- ③集落内の屋敷林や生け垣、寺社林等は適切な維持管理に努める。

- (3) 周辺にある石川と関わりの深い寺内町等の歴史文化遺産等との調和やつながりを意識する、石川との一体性に配慮する等、石川との関係を活かした景観づくりを行う。

- ①寺内町をはじめとする石川と関わりのある周辺の歴史的建造物、集落、古墳、記念碑、道標等の歴史環境や文化遺産等を把握し、地域の魅力ある景観づくりに活かすよう努める。
- ②工場等は、建物や設備等の美装化、設備等の見えにくい配置、植栽等による修景等の工夫に努める。
- ③沿川に建つ高層建築物は、周辺からの眺望が失われないよう、配置や意匠等に配慮する。

2. 場所を活かす方針

(1) 石川左岸の景観（富田林市、羽曳野市、藤井寺市）

背景となる富田林丘陵を意識し、石川の自然環境と寺内町等の歴史環境とが融和した景観づくりを行う。

①石川の水との自然環境と、石川の舟運とともに発達した寺内町等の歴史環境とが融和し、背景となる富田丘陵のまちなみにも配慮した景観づくりを行う。

(2) 石川右岸の景観（富田林市、河南町、太子町、羽曳野市、柏原市）

背景となる金剛・和泉葛城山系と田園風景が一体となり、石川の自然と調和した緑豊かな景観づくりを行う。

①背景となる金剛・和泉葛城山系を意識した緑豊かな景観づくりを行う。

②敷地や建築物の秩序ある配置や、堤防へのアクセス空間の景観への配慮等により、自然と調和し、石川を意識できる景観づくりを行う。

(3) 景観ポイント

①橋梁付近では、意匠等において景観ポイントとして名所的な空間となりうるような景観づくりを行う。

1)玉手橋、臥龍橋、石川サイクル橋といった特色ある橋梁等付近における建築物等は、名所的な空間となるよう意匠等に配慮する。

②寺内町や古市周辺の歴史的まちなみ等、東高野街道、竹内街道沿道に残る石川とのつながりが深い集落では、それぞれの集落にふさわしい伝統文化が感じられる景観づくりを行う。

1)寺内町や古市周辺の歴史的まちなみ等、石川沿川に今も残る集落等では、伝統的な外観や緑の多い環境等、それれに感じられる伝統的景観の保全と調和に努める。

③沿川の建築物等は、石川の眺望景観に配慮するとともに、様々な景観誘導施策の実施に努め、良好な景観づくりを行う。

1)沿川の建築物等は、河川側への植栽の配置等により、石川が持つ空間や自然等との一体性に配慮するとともに、眺望景観を阻害せず、圧迫感を感じさせないように、配置や意匠等に配慮する。

2)沿川の高層住宅団地等は、対岸からも視認され、地域の景観拠点となるため、地区計画や建築協定といった様々な景観誘導手法により質の高い景観の形成に努める。

Ⅲ. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 豊かで貴重な自然が残るところでは、郷土種等を再生する等、水辺の自然環境の保全に努める。
2. 堤防、護岸等、河川敷の骨格を形作る施設は、河川の自然景観の保全に配慮し、レクリエーション施設や橋梁等、河川空間を構成する人工的な施設は、自然景観との調和に配慮する。
3. 国や大阪府、周辺市町だけでなく、石川と関わりの深い地域住民等と協力し、高水敷や堤防等の公共空間を適切に維持管理し、石川をきれいに保つ景観づくりを行う。

②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

河川軸（淀川等沿岸区域、大和川沿岸区域、石川沿岸区域）については、規制又は措置の基準として、については別表2を適用することとする。

なお、複数の区域が重複する場合、それぞれの基準を適用することとする。

【別表2（河川軸に適用）】

建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。 ※別表6-1の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化		(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)河川に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ)河川（堤防）に通じる道路に面する敷地に緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工作物の基準	工作物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。 ※別表6-1の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化		(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)河川に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ)河川（堤防）に通じる道路に面する敷地に緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

【別表6-1 (色彩基準)】

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準 (外壁基本色)

- ④ R (赤)、Y R (橙) 系の色相の場合、彩度 6 以下
- ⑤ Y (黄) 系の色相の場合、彩度 4 以下
- ⑥ その他の色相の場合、彩度 2 以下

※JIS のマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で 1 / 3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合
 ※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・外壁各面で 1 / 20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
 ※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1 / 3 以下とすること。
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

【届出の対象となる行為及び規模】 (大阪府景観条例施行規則による。)

		届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
1	建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 20m を超えるもの 又は 建築面積が 2,000 m ² を超えるもの
2	工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 20m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等 高さが 20m 又は築造面積が 2,000 m ² を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシュプラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

なお、法並びに大阪府景観条例により、通常の管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。

(3) 山並み・緑地軸

①良好な景観の形成に関する方針

【北摂山系区域】

1/3

I. 景観づくりの目標

『山並みの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となる山並みと大規模開発が進む山腹斜面のまちなみと山麓部の奥行きのあるまちなみとが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる。

また、山間部の山並みと一体となった田園風景を守り、育てる。』



II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

- (1) 北摂山系は、大阪の北部を縁取る重要な緑の景観を形成しており、池田市から島本町にかけて広がる山麓部や彩都等の山腹の市街地においては、背景となる北摂山系を意識した景観づくりを行う。

- ①「池田市から島本町にかけて広がる山麓部の市街地」、「彩都等の山腹の市街地」等での建築行為等にあつては、背景となる北摂山系と一体となった景観を意識するよう努める。
- ②行為を行う地域の近隣環境のみならず、国道 171 号等の幹線道路、公園、公共建築物、鉄道駅舎等、不特定多数の人が集まる視点場からの見え方を考慮し、山並みと調和した景観形成を行う。

- (2) 山麓や山腹の斜面において、都市近郊樹林等の自然緑地の保全と緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。

- ①山麓や山腹の斜面において、「土砂災害から市街地を守るための治山、治水機能の充実」といった防災機能に併せ、「良好な都市景観やレクリエーションの場の創出」といった観点からも、市街地に隣接する山麓や山腹の斜面に都市近郊樹林等による自然緑地を形成、保全し、維持していく。
- ②山麓や山腹の斜面で築行為等を行う場合は、周辺の自然緑地と一体となった緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。

- (3) 西国街道沿道に残るまちなみ等、山麓にある歴史文化遺産等との調和やつながりを意識した景観づくりを行う。

- ・京都から下関へ向かう西国街道が、現在の国道 171 号とほぼ並行して走っていた。
- ・特に山崎宿（大山崎町・島本町）・芥川宿（高槻市）・郡山宿（茨木市）・瀬川宿（箕面市）・昆陽宿（伊丹市）・西宮宿（西宮市）の六宿駅が設けられた京都から西宮の区間は山崎通（やまさきのみち）と呼ばれ、古代から京都と西国を結ぶ重要な道として、江戸時代には本街道である大阪経由よりも距離が短いこともあり、西国諸大名の参勤交代の道として多く利用されていた。
- ・現在では、江戸時代の旅籠で国の史跡指定を受けた郡山宿本陣等が残っている。
- ・その他、紅葉の名所として知られる勝尾寺（箕面市）や、大広寺（池田市）、関大明神社（高槻市）等が残っている。

- ①旧来から持っている北摂山系の歴史環境とのつながりを意識し、それらとの調和に配慮した景観づくりを行う。

- (4) 豊能町、能勢町、高槻市北部等の山間部における農地・集落が山並みと一体となった田園風景を意識した景観づくりを行う。

- ・豊能町、能勢町や高槻市北部等の山間部では、まとまった農地が存在し、広がりのある田園風景となっている。

- ①山間部では、農地・集落が織り成す穏やかな日本人の心の原風景にふれることができることから、農地・集落が互いに調和し、山並みと一体となった落ち着いたもののある田園風景を意識した景観づくりを行う。

2. 場所を活かす方針

(1) 山並みと直交する幹線道路等からの景観

（国道 423 号、府道茨木摂津線（1）、府道茨木能勢線（4）、府道枚方亀岡線（6）、府道箕面池田線（9）、府道豊中亀岡線（43）、府道茨木亀岡線（46）、府道伏見柳谷高槻線（79）、余野川、箕面川、箕面鍋田川、千里川、箕川、勝尾寺川、茨木川、安威川、女瀬川、芥川、真如川、檜尾川、水無瀬川 等）

- ①緑視率の向上を図るため、道路、河川との敷地における緑化の促進を図る。
- ②沿道に立地する建築物は、意匠等が周辺とくらべて突出したものとならないよう、沿道の都市的景観と正面の自然景観の調和を図る。
- ③道路正面の山麓部は、アイストップとなるため、背景となる山並みに配慮する。

(2) 山並みに沿って走る幹線道路等からの景観

(名神高速道路、国道 171 号、国道 176 号、府道茨木能勢線(4)、府道箕面池田線(9)、府道西京高槻線(67)、JR 東海道本線、阪急京都線 等)

- ①山麓部では眺望に配慮した緑化を推進するとともに、沿道市街地では敷地等の緑化を図り、山並みの緑との連続性に配慮する。
- ②山麓部の市街地では、幹線道路から眺望されることを意識し、背景となる山並みと併せ、周辺の建築物群が構成するスカイラインに配慮する。

(3) 公園・緑地等の広場からの景観

(水月公園、箕面東公園、耳原公園 等)

- ①当該地付近では、公園・緑地等を山並み風景の眺望点とし、背景となる山稜線に配慮する。
- ②当該地付近では、現存するみどりで構成された景観に与える影響が大きいため、敷地内緑化や壁面緑化等の緑視率の向上方策について検討する。

(4) 扇状地、山腹の景観

(彩都、高槻市中央部、茨木市中央部 等)

- ①扇状地の市街地では、幹線道路から山麓部にかけての奥行きがあるため、眺望に配慮した緑化を推進するとともに、背景となる山並みと一体となった景観を保全し、山並みと調和したスカイラインを守る。
- ②茨木市等の山腹では、周辺の山並みとの調和や都市のまちなみに配慮した景観を創出する。

(5) 山間部の景観

(豊能町、能勢町、高槻市北部等)

- ①集落や将来的に市街地の形成が予想される地域において、農地・集落が互いに調和し、山並みと一体となった田園風景を保全する。
- ②集落に立地する建築物は、意匠等が周辺と比べて突出したものとならないよう、山並みと一体となった田園風景等との調和を図る。

Ⅲ. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 山麓に広がる郊外市街地と都市の背景となる自然の眺望景観からなる景観構造を読みとり、活かす。
2. 道路等の人工的な施設については、自然景観との調和に配慮するだけでなく、自然環境そのものへの影響に配慮する。
3. 国や大阪府、周辺市町、地域住民等が協力し、道路のみならず、沿道の不法投棄の防止等、公共空間とその周辺の空間を適切に維持管理する。

I. 景観づくりの目標

『山並みの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となる山並みと山麓部のまちなみが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる。』



II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

- (1) 生駒山系は、市街地からの眺望を縁取る緑の屏風として視認され、重要な緑の景観を形成しており、市街地の背景あるいは市街地からの眺望対象としての生駒山系を意識した景観づくりを行う。

- ①「山麓付近」及び「山麓と市街地の中間部」等での建築行為等にあつては、背景となる生駒山系とが一体となった景観を意識するよう努める。
- ②行為を行う域の近隣環境のみならず、大阪外環状線（国道 170 号）等の幹線道路、公園、公共建築物、道駅舎等、不特定多数の人が集まる視点場からの見え方を考慮し、山並みと調和した景観形成を行う。

- (2) 山麓斜面において、都市近郊樹林等の自然環境の保全と緑豊かな景観の創出を図る。

- ①山麓斜面において、「土砂災害から市街地を守るための治山、治水機能の充実」といった防災機能に併せ、「良好な都市景観やレクリエーションの場の創出」といった観点からも、市街地に隣接する山麓斜面に都市近郊樹林等による自然環境を形成、保全し、維持していく。
- ②山麓斜面で建築行為等を行う場合は、周辺の自然環境と一体となった緑かなまちなみ景観の創出を図る。

- (3) 東高野街道、暗越奈良街道沿道に残るまちなみ等、山麓にある歴史文化遺産等との調和やつながりを意識した景観づくりを行う。

- ・高安城が築城される等古来、生駒は大和の王城の障壁として位置づけられていた。また、大和、河内の両側が早くから開けた地域であったため、山越えの交通路が古くから開かれた。
- ・かつて京都から高野山へ向かう東高野街道が山麓部を南北に、大阪と奈良を暗峠を越えて結ぶ奈良街道が東西に通り、沿道を中心に古くからの集落が点在する。また、この地域には社寺・古跡が多く、信仰地・遊山の地として永く親しまれてきた。
- ・現在でも、東大阪市の石切神社や大東市の野崎観音をはじめとする各地の社寺が、参詣者で賑わいを見せている。

- ①旧来から持っている生駒山系の歴史環境とのつながりを意識し、それらとの調和に配慮した景観づくりを行う。

2. 場所を活かす方針

(1) 山並みと直交する幹線道路等からの景観

(国道 25 号、国道 163 号、国道 168 号、国道 307 号、国道 308 号、府道大阪港八尾線 (5)、府道枚方大和郡山線 (7)、府道大阪生駒線 (8)、府道八尾茨木線 (15)、府道枚方高槻線 (17)、府道枚方富田林泉佐野線 (20)、府道大阪東大阪線 (24)、近鉄東大阪線、近鉄奈良線、近鉄大阪線、近鉄信貴線、JR 片町線、JR 関西本線、穂谷川、天野川、たち川、打上川、讃良川、清滝川、江蟬川、権現川、谷田川、鍋田川、大川、音川、新川、御神田川、長門川、恩智川、平野川、大和川 等)

①緑視率の向上を図るため、道路との敷地における緑化の促進を図る。

②沿道に立地する建築物は、意匠等が周辺とくらべて突出したものとならないよう、沿道の都市的景観と正面の自然景観の調和を図る。

③道路正面の山麓部は、アイストップとなるため、背景となる山並みに配慮する。

(2) 山並みに沿って走る幹線道路等からの景観

(大阪外環状線 (国道 170 号)、府道枚方富田林泉佐野線 (20)、JR 片町線 等)

①山麓部では眺望に配慮した緑化を推進するとともに、沿道市街地では敷地等の緑化を図り、山並みの緑との連続性に配慮する。

②山麓部の市街地では、幹線道路から眺望されることを意識し、背景となる山並みと併せ、周辺の建築物群が構成するスカイラインに配慮する。

(3) 公園・緑地等の広場からの景観

(寝屋川公園、枚岡公園、深北緑地、花園遊水地 等)

①当該地付近では、公園・緑地等を山並み風景の眺望点とし、背景となる山稜線に配慮する。

②当該地付近では、現存するみどりで構成された景観に与える影響が大きいため、敷地内緑化や壁面緑化等の緑視率の向上方策について検討する。

Ⅲ. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 山麓に広がる郊外市街地と都市の背景となる自然の眺望景観からなる景観構造を読みとり、活かす。
2. 道路等の人工的な施設については、自然景観との調和に配慮するだけでなく、自然環境そのものへの影響に配慮する。
3. 国や大阪府、周辺市、地域住民等が協力し、道路のみならず、沿道の不法投棄の防止等、公共空間とその周辺の空間を適切に維持管理する。

I. 景観づくりの目標

『山並みの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となる山並みや石川が育んだ田園風景と山麓部、丘陵部、山間部のまちなみが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる。』



II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

- (1) 金剛・和泉葛城山系は、大阪の南部を縁取る重要な緑の景観を形成しており、石川が育んだ平野部から山麓部に広がる市街地、泉州地域の丘陵部に広がる市街地、山間部の大阪外環状線（国道 170 号）沿道の集落においては、背景となる金剛・和泉葛城山系や石川を意識した景観づくりを行う。

①「石川が育んだ平野部から山麓部に広がる市街地」、「泉州地域の丘陵部に広がる市街地」、「山間部の大阪外環状線沿道の集落」等での建築行為等にあたっては、背景となる金剛・和泉葛城山系や石川が育んだ田園風景が一体となった景観を意識するよう努める。

②行為を行う地域の近隣環境のみならず、大阪外環状線（国道 170 号）や国道 26 号（第二阪和国道）等の幹線道路、石川、公園、公共建築物、鉄道駅舎等、不特定多数の人が集まる視点場からの見え方を考慮し、山並みと調和した景観形成を行う。

- (2) 山麓や山腹の斜面において、都市近郊樹林等の自然緑地の保全と緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。

①山麓や山腹の斜面において、「土砂災害から市街地を守るための治山、治水機能の充実」といった防災機能に併せ、「良好な都市景観やレクリエーションの場の創出」といった観点からも、市街地に隣接する山麓や山腹の斜面に都市近郊樹林等による自然緑地を形成、保全し、維持していく。

②山麓や山腹の斜面で建築行為等を行う場合は、周辺の自然緑地と一体となった緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。

- (3) 東高野街道、竹内街道、熊野街道沿道に残るまちなみ等、山麓にある歴史文化遺産等との調和を意識した景観づくりを行う。

・かつて京都から高野山への参詣道として用いられた東高野街道、大阪府堺市から東へ向かい二上山の南麓・竹内峠を越えて奈良県葛城市の長尾神社付近に至る竹内街道、京から大坂を経て熊野三山（熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社）への参詣に利用された熊野街道があり、東高野街道には富田林寺内町、竹内街道には叡福寺、熊野街道には山中宿本陣跡等が残っている。

①旧来から持っている金剛・和泉葛城山系の歴史環境とのつながりを意識し、それらとの調和に配慮した景観づくりを行う。

2. 場所を活かす方針

(1) 山並みと直交する幹線道路等からの景観

(西名阪自動車道、阪和自動車道、関西空港自動車道、南阪奈道路、国道 25 号、国道 165 号、国道 166 号、大阪外環状線 (国道 170 号)、国道 309 号、国道 310 号、国道 371 号、国道 480 号、国道 481 号、府道堺大和高田線 (12)、府道大阪和泉南線 (30)、府道堺羽曳野線 (31)、府道美原太子線 (32)、府道堺富田林線 (35)、府道富田林泉大津線 (38)、府道岸和田港塔原線 (39)、府道岸和田牛滝山貝塚線 (40)、府道堺かつらぎ線 (61)、府道泉佐野打田線 (62)、府道泉佐野岩出線 (63)、府道和歌山貝塚線 (64)、近鉄大阪線、南海高野線、大和川、大水川、石川、東槇尾川、槇尾川、松尾川、牛滝川、津田川、近木川、佐野川、樫井川、男里川 等)

- ① 緑視率の向上を図るため、道路、河川との敷地における緑化の促進を図る。
- ② 沿道に立地する建築物は、意匠等が周辺とくらべて突出したものとならないよう、沿道の都市的景観と正面の自然景観の調和を図る。
- ③ 道路正面の山麓部は、アイストップとなるため、背景となる山並みに配慮する。

(2) 山並みに沿って走る幹線道路等からの景観

(阪和自動車道、国道 26 号 (第二阪和国道)、大阪外環状線 (国道 170 号)、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線 (27)、府道大阪和泉南線 (30)、府道和歌山貝塚線 (64)、JR 阪和線、近鉄長野線、石川 等)

- ① 山麓部では眺望に配慮した緑化を推進するとともに、沿道市街地では敷地等の緑化を図り、山並みの緑との連続性に配慮する。
- ② 山麓部の市街地では、幹線道路から眺望されることを意識し、背景となる山並みと併せ、周辺の建築物群が構成するスカイラインに配慮する。

(3) 公園・緑地等の広場や橋梁からの景観

(錦織公園、長野公園、石川、樫井川、男里川 等)

- ① 当該地付近では、公園・緑地等を山並み風景の眺望点とし、背景となる山稜線に配慮する。
- ② 当該地付近では、現存するみどりで構成された景観に与える影響が大きいため、敷地内緑化や壁面緑化等の緑視率の向上方策について検討する。

(4) 石川に育まれた平野部の田園風景とそれに繋がる丘陵部の景観

(南河内地域)

- ① 田園風景を構成する集落、農地と石川との景観を維持し、背後の金剛・和泉葛城山系との調和を図る。
- ② 丘陵部の新たな開発等では、自然景観との調和、山稜線の保全、市街地からの見え方に配慮した景観の形成を図る。
- ③ 河内長野駅等の石川沿川では、河川や橋梁からの見え方に配慮し、河川景観や河川から見える山並み景観と調和した景観の形成を図る。

(5) 山間部を通る幹線道路からの景観

(大阪外環状線(国道170号))

①山間部に点在する集落は、山々のみどりと一体となった里の景観として地域景観を特徴づけており、意匠等は集落景観や背後の山並み景観との調和に配慮する。

(6) 丘陵部に開発された良好な環境の住宅地と農地、ため池等が一体となった田園風景の景観

(泉州地域)

①阪南スカイタウン等の丘陵部の住宅地では、眺望に配慮した緑化を推進するとともに、背景となる山並みと調和したスカイラインに配慮する。

②樫井川、男里川等の沿川では、田園風景を構成する集落、農地、ため池等の景観を維持し、背後の金剛・和泉葛城山系との調和を図る。

Ⅲ. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 山麓に広がる郊外市街地と都市の背景となる自然の眺望景観からなる景観構造を読みとり、活かす。
2. 道路等の人工的な施設については、自然景観との調和に配慮するだけでなく、自然環境そのものへの影響に配慮する。
3. 国や大阪府、周辺市町、地域住民等が協力し、道路のみならず、沿道の不法投棄の防止等、公共空間とその周辺の空間を適切に維持管理する。

②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

山並み・緑地軸（生駒山系区域、北摂山系区域、金剛・和泉葛城山系区域）については、規制又は措置の基準として、については別表3を適用することとする。

なお、複数の区域が重複する場合、それぞれの基準を適用することとする。

【別表3（山並み・緑地軸に適用）】

建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	
		外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。	
		屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並みと調和し、かつ著しく派手なものとししない。 ※別表6-1の色彩基準を遵守すること。	
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山並みに配慮する。	
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。	
	敷地内の緑化		(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)山並みの緑に配慮し、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ)緑の配置に際しては、山並みの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	
	工作物の基準	工作物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並みと調和し、かつ著しく派手なものとししない。 ※別表6-1の色彩基準を遵守すること。
			外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山並みに配慮する。
			意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
敷地内の緑化		(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)山並みの緑に配慮し、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ)緑の配置に際しては、山並みの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。		

【別表6-1 (色彩基準)】

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準 (外壁基本色)

- ⑦ R (赤)、Y R (橙) 系の色相の場合、彩度 6 以下
- ⑧ Y (黄) 系の色相の場合、彩度 4 以下
- ⑨ その他の色相の場合、彩度 2 以下

※JIS のマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で 1 / 3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合
 ※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・外壁各面で 1 / 20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
 ※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1 / 3 以下とすること。
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

【届出の対象となる行為及び規模】 (大阪府景観条例施行規則による。)

		届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
1	建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 20m を超えるもの 又は 建築面積が 2,000 m ² を超えるもの
2	工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 20m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等 高さが 20m 又は築造面積が 2,000 m ² を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシュプラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

なお、法並びに大阪府景観条例により、通常の管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。

(4) 湾岸軸

①良好な景観の形成に関する方針

【大阪湾岸区域】

1/3

I. 景観づくりの目標

『海外からの玄関口にふさわしい魅力ある湾岸部の都市景観、産業景観をつくりだすとともに、海への魅力的で開放的な空間を形成する。また、湾岸北部では、港湾の良好な景観整備や親水空間づくりが進められおり、人々が憩える魅力ある湾岸景観の創出を目指すとともに、湾岸南部では、水辺とふれあえ、みどり、自然景観等に映えるような雄大な湾岸風景を守り、育てる。』



II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

- (1) 大阪湾岸は、大阪の西部を占める重要な海辺の自然景観を形成しており、湾岸地域に立地する施設については、海辺を意識した景観づくりを行う。

①海辺に隣接した地域での建築行為等にあたっては、背景となる大阪湾岸と一体となった景観づくり、対岸や海辺から見られることを意識した景観づくりに配慮する。

- (2) 湾岸北部（高石市から泉南市）においては、海外からの玄関口を意識した景観づくり、人々が憩える景観づくりを行う。

①海外からの玄関口となる関西国際空港から都心にいたるルート（関西空港連絡橋・阪神高速湾岸線など）や海から見られることを意識した景観づくりに配慮する。

②大規模な埋立事業により人々の意識から離れていった海辺の再生を図るための港湾の良好な環境整備や親水空間などを活かし、人々に安らぎや癒しを与え、憩いの場となる景観づくりを進める。

- (3) 湾岸南部（阪南市・岬町）においては、水辺とふれあえる海浜公園、自然海岸などの自然環境の保全とこれらの親水空間との調和を意識した景観づくりを行う。

①水辺とふれあえる海浜公園、自然海岸などの親水空間では、水辺の自然環境を、保全し、維持していく。

②親水空間が多く残る地区では、みどり、自然環境と一体となった湾岸風景づくりを進める。

- (4) 海辺にある開放的な親水空間などへのアクセスルートでは、良好な景観づくりを行う。

①工場等は、設備等の見えにくい位置への配置、設備等の美装化、ダイナミックな演出等の工夫に努める。

②道路際の緑化等により、海辺にある親水空間などへの快適なアクセス景観の整備に努める。

2. 場所を活かす方針

A. 類型別地区の方針

(1) 産業地区（工業、物流・倉庫地区）における景観

海辺を意識し、開放的で個性ある産業景観づくりを行う。

- ①建築物・工作物は、その機能を重視しつつも、周辺のまちなみと調和する景観づくりを行う。
- ②大規模な壁面を持つ建築物は、単調にならないよう凹凸等の工夫をした景観づくりを行う。
- ③資材置場は、目立ちにくい場所に配置する等、見苦しくならないよう親水空間などからの見え方に配慮した景観づくりを行う。
- ④緑視率の向上を図るため、道路との敷際及び海際における緑化の推進を図る。

(2) 商業・業務地区における景観

魅力的で活気ある賑わい空間を創出する都市景観づくりを行う。

- ①建築物は周辺のまちなみとの調和を大切にしつつも、魅力的なものとなるよう景観づくりを行う。
- ②その地域のアイスポットやランドマーク的な景観となるよう、外観の意匠や色彩等に配慮する。
- ③緑視率の向上を図るため、道路と敷際及び海際における緑化の推進を図る。

(3) 住宅地区における景観

湾岸に映える魅力的な住宅地となる都市景観づくりを行う。

- ①建築物は、周辺のまちなみとの調和を大切にしつつも、湾岸において魅力的なものとなるよう景観づくりを行う。
- ②緑視率の向上を図るため、道路と敷際及び海際における緑化の推進を図る。
- ③浜（孝子越）街道等の伝統的なまちなみとの調和に配慮する。

(4) 港湾地区における景観

個性的で親しみが持てる湾岸景観づくりを行う。

- ①港湾地区に併設される施設においては、周辺のまちなみとの調和を大切にしつつ、水辺を意識し、個性的で親しみが持てる景観づくりを行う。
- ②緑視率の向上を図るため、道路と敷際及び海際における緑化の推進を図る。

(5) レクリエーション地区における景観

府民が憩い、親しみの持てる湾岸景観づくりを行う。

- ①レクリエーション地区に隣接する建築物は、周辺のまちなみとの調和を大切にしつつも、湾岸において親しみの持てる景観づくりを行う。
- ②緑視率の向上を図るため、道路と敷際及び海際における緑化の推進を図る。

B. 特色ある地区の方針

(1) 高石市における工業地区（工業専用地域）における景観

湾岸地域において、他の市街地に見られないような個性的な工場景観づくりを行う。

- ①建築物・工作物は、その機能を重視しつつも、貯蔵タンク等の群単位の色彩等について、周辺からの見え方や夜景に配慮した景観づくりを行う。
- ②緑視率の向上を図るため、道路との敷際及び海際における緑化の推進を図る。

(2) りんくうタウン地区における景観

海辺と一体となった魅力ある都市景観、良好な産業景観づくりを行う。

- ①関西空港の対岸で、海外からの玄関口となる地域であるため、海側からの見え方を意識した景観づくりを行う。
- ②緑視率の向上を図るため、道路との敷際及び海際における緑化の推進を図る。

(3) 漁港地区における景観

海辺の漁船、市場等と一体となり、趣きのある漁港景観づくりを行う。

- ①漁船が並び、市場などがある風景は、独特の趣きがあり、生き生きとした漁港の雰囲気との調和を大切する景観づくりを行う。

(4) 自然海岸等が残る地区における景観

水辺を意識し、海岸のみどりや自然環境等に映える景観の保全と形成を図る。

- ①自然海岸等の周辺に、建築物・工作物を建設する場合は、水辺からの視線を意識し、海辺の自然環境と一体となるような景観づくりを行うとともに、現在ある自然景観の保全に努める。
- ②緑視率の向上を図るため、道路との敷際及び海際における緑化の推進を図る。

(5) 橋梁付近地区における景観

意匠において景観のポイントとして特徴的な空間になるよう景観づくりを行う。

- ①泉大津大橋、岸和田大橋、岸之浦大橋、田尻スカイブリッジ、泉南マリナブリッジ等の橋梁付近における建築物等は、湾岸にふさわしい特徴的な空間となるよ、意匠等に配慮する。

Ⅲ. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 豊かで貴重な自然が残るところでは、水辺の自然環境の保全に努める。
2. 堤防、岸壁等、湾岸の骨格を形作る施設は、海辺の自然環境の保全に配慮し、親水空間、橋梁等の人工的な施設は、自然景観との調和に配慮する。
3. 国や大阪府、周辺市町だけでなく、大阪湾岸と関わりの深い地域住民等と協調し、親水空間、堤防等の公共空間を適切に維持管理し、大阪湾をきれいに保つ景観づくりを行う。

②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

湾岸軸については、規制又は措置の基準として、別表4-1～別表4-3を適用することとする。

なお、複数の区域が重複する場合、それぞれの基準を適用することとする。

【別表4-1（湾岸軸〔高石市～泉南市の工業専用地域及び工業地域以外〕に適用）】

建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに附属するもの	屋外に設置するもの	(ア) 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 受水槽、変電設備、プラント設備及び資材置き場等を設ける場合は、できる限り敷地の外から目立ちにくい位置への配置、美観への配慮、又は植栽等により遮蔽するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア) ダクト、配管類は、敷地の外から見えにくい位置への配置、美装化などにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋外階段は、建築物と同系色又は一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ) エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア) 高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見えにくい位置に配置する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、海辺の景観と調和し、かつ、著しく派手なものとししない。 ※別表6-2の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や凸凹化、アクセントとなる色彩の使用、分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、海辺、親水空間、幹線道路、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮をする。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
		敷地内の緑化	(ア) 敷地内には緑を適切に配置する。 (イ) 海辺に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ) 海辺（親水空間等）に通じる道路に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (エ) 緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ、連続性及び安全面並びに施設機能等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

工 作 物 の 基 準	工 作 物 の 外 観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、海辺の景観と調和し、かつ、著しく派手なものとししない。 ※別表 6-2 の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や凸凹化、アクセントとなる色彩の使用、分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、海辺、親水空間、幹線道路、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮をする。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化	(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)海辺に面する敷地においては、敷際に緑を適切に配置する。 (ウ)海辺(親水空間等)に通じる道路に面する敷地においては、敷際に緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ、連続性及び安全面並びに施設機能等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	

【別表4-2 (湾岸軸〔高石市～泉南市の工業専用地域及び工業地域〕に適用)】

建築物等 (これに附属する工作物を含む) の基準	建築物及びこれに附属するもの	屋外に設置するもの	(ア) 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をするよう努める。 (イ) 受水槽、変電設備、プラント設備及び資材置き場等を設ける場合は、できる限り敷地の外から目立ちにくい位置への配置、美観への配慮、又は植栽等により遮蔽するなどにより、見苦しくならないような工夫をするよう努める。
		外壁に設置するもの	(ア) ダクト、配管類は、敷地の外から見えにくい位置への配置、美装化などにより、見苦しくならないような工夫をするよう努める。 (イ) 屋外階段は、建築物と同系色又は一体化する等により、見苦しくならないような工夫をするよう努める。 (ウ) エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をするよう努める。
		屋上に設置するもの	(ア) 高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見えにくい位置に配置する等により、見苦しくならないような工夫をするよう努める。 (イ) 屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をするよう努める。
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、海辺の景観と調和し、かつ、著しく派手なものとしなす。 ※別表6-2の色彩基準を遵守すること。
	外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や凸凹化、アクセントとなる色彩の使用、分節等により、単調にならないような工夫をするよう努めるとともに、海辺、親水空間、幹線道路、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮をする。	
	意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としなす。	
	敷地内の緑化	(ア) 敷地内には緑を適切に配置する。 (イ) 海辺に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ) 海辺(親水空間等)に通じる道路に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (エ) 緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ、連続性及び安全面並びに施設機能等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	

工 作 物 の 基 準	工 作 物 の 外 観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、海辺の景観と調和し、かつ、著しく派手なものとししない。 ※別表 6-2 の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や凸凹化、アクセントとなる色彩の使用、分節等により、単調にならないような工夫をするよう努めるとともに、海辺、親水空間、幹線道路、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮をする。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化	(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)海辺に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ)海辺(親水空間等)に通じる道路に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ、連続性及び安全面並びに施設機能等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	

【別表4-3 (湾岸軸〔阪南市・岬町〕に適用)】

建築物等 (これに附属する 工作物を含む) の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。 ※別表6-2の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、海辺、親水空間、幹線道路等からの見え方やスカイラインに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化	(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)海辺に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ)海辺(親水空間等)に通じる道路に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	
工作物の基準	工作物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。 ※別表6-2の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、海辺、親水空間、幹線道路等からの見え方やスカイラインに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化	(ア)敷地内には緑を適切に配置する。 (イ)海辺に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (ウ)海辺(親水空間等)に通じる道路に面する敷地においては、敷地に緑を適切に配置する。 (エ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	

【別表 6 - 2 (色彩基準)】(大阪湾岸区域)

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁及び屋根（阪南市・岬町は外壁のみ）については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁・屋根基本色）

- ① R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度 6 以下、明度 9 未満
- ② Y（黄）系の色相の場合、彩度 4 以下、明度 9 未満
- ③ その他の色相の場合、彩度 2 以下、明度 9 未満
- ④ 無彩色の場合、明度 9 未満

※JIS のマンセル表色系による

- ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
 - ・外壁各面で 1 / 3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
 - ・外壁各面で 1 / 20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1 / 3 以下とすること。
 - ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
 - ・知事が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物に限る）又は機能上やむを得ない施設として認める場合（阪南市・岬町は除く）
 - ・地区計画等において色彩基準を設ける場合（阪南市・岬町は除く）

【届出の対象となる行為及び規模】（大阪湾岸区域）（大阪府景観条例施行規則による。）

		届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
1	建築物	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	高さが20mを超えるもの 又は 建築面積が2,000㎡を超えるもの ただし、建築物の増築の内、道路境界線から10mを超える位置において、増築部分の高さが10m以内で、建築面積が500㎡以内、かつ、増築前の建築面積の1/10以内の場合は、届出の対象としない。
2	工作物	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	高さが20mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等 高さが20m又は築造面積が2,000㎡を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物

なお、法並びに大阪府景観条例により、通常の管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。

3 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第4号関係)

1 景観重要建造物の指定の方針

次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められる建造物を対象に、所有者の意見を聴いた上で指定する。

- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物
- ・地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物
- ・地域に広く親しまれている建造物（適正に管理されているもの。）

2 景観重要樹木の指定の方針

次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められる樹木を対象に、所有者の意見を聴いた上で指定する。

- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められた樹木
- ・地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木
- ・地域に広く親しまれている樹木（適正に管理されているもの。）

4 屋外広告物の表示等に関する事項

(法第8条第2項第5号イ関係)

屋外広告物が景観に与える影響は非常に大きく、屋外広告物に対する規制誘導施策との連携は不可欠である。大阪府では、屋外広告物条例に基づき規制誘導を実施してきたことから、景観計画の区域においても具体的な基準については、屋外広告物条例に委ねることとする。

5 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号ニ関係)

周辺の景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、市町村が景観農業振興地域整備計画を策定する場合には、景観計画に定めた景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針に基づき策定するよう、調整を図ることとする。

(5) 歷史軸

① 良好な景観の形成に関する方針

【歴史的街道区域】

1/4

I. 景観づくりの目標

『沿道のまちなみや道標など歴史的な雰囲気をもつ文化資源（歴史的資源）を活かした景観づくりを行う。また、地域の伝統的な雰囲気のまちなみ（伝統的なまちなみ）との調和や街道としてのつながりを意識した景観づくりを行う。』



II. 景観づくりの基本方針

1. 全体で取り組む方針

(1) 歴史的街道沿道であることを意識した景観づくりを行う。

① 道標などの歴史的資源や伝統的なまちなみが残る歴史的街道の沿道であることを意識し、また街道としてのつながりを意識した景観づくりを行う。

(2) 伝統的なまちなみが残る区域については、各地域の特色や歴史を読み取るとともに、周辺のまちなみとの調和に配慮した景観づくりを行う。

① 宿場町、農村集落、門前町など各地域の成り立ちや発展の経過等を踏まえ、その地域の伝統的な様式や緑の多い環境など各地域の特色や歴史を読み取り、周辺のまちなみと調和した景観づくりを行う。

② 建築物等の形態、仕様、素材、色彩などは、伝統的なまちなみとの調和に配慮し、景観を損なわない工夫に努める。

(3) 歴史的街道の景観整備については、沿道の歴史的資源や伝統的なまちなみとの調和に配慮するとともに、道路占用物等が乱立しないように努める。

① 歴史的街道では、舗装面の仕上げ等が景観を構成する重要な要素となっていることから、沿道の道標、地藏堂などの歴史的資源や伝統的なまちなみと調和したデザインや素材を工夫することによって歴史的景観づくりに努める。

② 景観を阻害する要因となっている電柱、電線等について、地中化などの工夫に努める。

③ 街道沿いに自動販売機や電話ボックス、郵便ポスト等を設置する場合は、周辺のまちなみと調和したデザインや素材とするなどの工夫に努める。

(4) 歴史的街道にある道標、地藏堂などは、周辺のまちなみと一体となって歴史的な雰囲気を形作っていることから、適切な維持、管理を行う。

① 歴史的街道にある道標、地藏堂などは、訪問者や周辺の住民が街道を意識できる貴重な歴史的資源であり、周辺のまちなみと一体となって歴史的な雰囲気を有する景観を形作っていることから、適切な維持、管理を行う。

(5) 伝統的なまちなみが残る区域に掲出される屋外広告物は、沿道の建築物や周辺のまちなみとの調和に配慮する。

①屋外広告物は、都市における必要な情報の発信源であり、まちを活気づけるものである。

しかし、無秩序な掲出は、屋外広告物が氾濫し、伝統的なまちなみを損なうこととなるため、沿道の建築物や周辺のまちなみと調和したデザインや素材を工夫することによって歴史的景観づくりに努める。

2. 重点区域の方針

(1) 枚方宿地区

枚方宿地区は、江戸時代から京都と大阪をつなぐ京街道の宿場町として栄え、陸の街道だけでなく、街道とほぼ平行して流れる淀川を利用した水上交通の中継港としても繁栄した。その後も枚方市の玄関口として成長してきたが、今でも歴史的な建造物が数多く残り、淀川や万年寺山といった自然環境にも恵まれている。

地区内は、街道沿いの伝統的なまちなみが残る区域、その街道から一筋中に入った住宅中心の区域、そして、枚方市駅や枚方公園駅周辺の商業・業務施設が多い区域の3つのゾーンに分けられる。

街道沿いの区域には、当時船宿として栄えた「鍵屋」に代表されるような、1階部分を出格子や腰板張りとして、2階や中2階部分を虫籠（むしこ）窓のある漆喰塗りとするなど、外観に地域の伝統的様式を備えた町家が多く見られる。この地区の特徴は、街道に向かって傾斜した切妻の屋根がかかり、通りから直接出入りする平入りの建物が軒を連ねることにより、連続したまちなみを生み出している。

また、近年は、商店街を中心に歴史的景観と調和した改修等が行われる一方で、新建材による建替えや空地・駐車場のネットフェンス等がまちなみの連続性における課題となっている。

このような状況から、枚方宿地区では、各ゾーンの特性に応じて、街道沿いの歴史的景観に配慮した良好な生活環境の保持、景観の保全・創造、並びに商業機能の充実を図る。

当地区を歴史的街道に面する「歴史的環境整備ゾーン」、住宅等が集積している「生活環境整備ゾーン」、商業・業務施設が集積している「商業・業務環境整備ゾーン」の3つのゾーンに分け、ゾーンごとの特性に応じた景観づくりに努める。

①歴史的環境整備ゾーン・・・歴史的街道の沿道としてふさわしい景観づくりを行う。

②生活環境整備ゾーン・・・歴史的環境整備ゾーンと調和した景観づくりを行う。

③商業・業務環境整備ゾーン・歴史的環境整備ゾーンに配慮した景観づくりを行う。



(2) 山中宿地区

山中宿地区は、雄ノ山峠を南に越えると紀伊国府（現在の和歌山県）がすぐのところにあつたため、京都と紀伊の国を結ぶ最短経路として古代から重要視された場所であり、江戸時代には、紀州徳川家の参勤交代の往来により紀州・熊野街道の宿場町として栄えた。

阪南市の南東端に位置し、春には山中川沿いに咲き揃う桜と溪谷美があいまって格別の眺めとなる山中溪桜祭りとして有名な地区であり、川に沿って走る街道周辺の南北に広がる集落を除けば、ほとんどが山間部である。自然の地形に沿って形成された旧街道の形態がそのまま残されており、都市化の波を余り受けていないことから、伝統的なまちなみの雰囲気をよく止めている所に、この地区の景観の特徴が見られる。

街道沿いの民家そのものは、建替えや大規模な改造が加えられてきたが、建替わった建物などは、町家や農家の形態で、旧庄屋屋敷に代表されるように、この地域の伝統的な様式によく調和しているものも多い。緩やかにカーブした街道沿いには、カマヤと呼ばれる台所上部の屋根が街道に面して突き出す独自の様式の民家が建ち並び、地方色の強い独特なまちなみである。

敷地内では、母屋との間に作業用の庭が広がる農家住宅の特性を有し、街道敷きに連続する板塀や土塀の上から植栽が覗く形態が、本来のこの地区の特徴である。現在では、良く管理された生垣も多く見られ、これら街道沿いの緑が、周囲の自然環境との一体感を持った景観をつくり出している。

このような状況から、山中宿地区では、歴史と自然環境が調和した独特の歴史的景観に配慮した良好な生活環境、景観の保全・創造を図る。



3. 一般区域の方針

一般区域は、歴史的街道としてのつながりを意識し、一部で歴史的資源や伝統的なまちなみが残っている地区があることなどを踏まえ、周辺との調和に対して一定の配慮を行う。

- ①歴史的街道としてのつながりを意識した景観づくりを行う。
- ②周辺に歴史的な建築物や伝統的なまちなみが見られる場合は、周辺との調和に配慮した景観づくりを行う。
- ③道標、地藏堂などの歴史的資源がある場合は、歴史的街道の沿道であることを意識した景観づくりを行う。
- ④歴史的街道のスケール感に配慮した景観づくりに努める。

Ⅲ. 公共施設等及び公益施設の景観形成の方針

1. 街道の舗装や道路標識等の公共サインなどは、歴史的資源や伝統的なまちなみと調和したデザインや素材を工夫することによって歴史的景観づくりに努める。また、景観を阻害する要因となっている電柱、電線について、地中化等の工夫に努め、全体として一体感が感じられる街道景観をつくる。
2. 歴史的街道にある道標、地蔵堂などは、周辺のまちなみと一体となって歴史的な雰囲気を作っていることから、適切に維持管理する。
3. 歴史的街道（道路）は、伝統的なまちなみ同士をつなぎ、市町村域を越えて連続していることに大きな意味があることから、府、市町村だけでなく、街道の沿道や関わりの深い住民等と協力し、適切に維持管理する。
4. 重点区域においては、質の高い空間形成や沿道の歴史的資源、伝統的なまちなみを活かした街道景観の形成を推進し、重点区域にふさわしい景観形成を図る。

- ①歴史的街道の舗装を歴史的資源や伝統的なまちなみに調和する落ち着いたあるアースカラーを基調とした路面デザインとする。また、沿道の歴史的資源や伝統的なまちなみに調和する経年変化の効果が得られるよう素材選定にも配慮する。
- ②電柱等は、無電柱化や電線類の集約化など、より良い街道景観の形成を推進する。

②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

規制又は措置の基準として、歴史的街道については別表5-1～5-3を適用することとする。なお、複数の区域が重複する場合、それぞれの基準を適用することとする。

(1) 一般区域の規制内容について

一般区域の方針により、歴史的街道を意識し、良好なまちなみを形成し誘導するような内容とする。

【別表5-1（歴史軸（一般区域）に適用）】

建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、歴史的資源や伝統的なまちなみに配慮し、著しく派手なものとししない。 ※別表6-3の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
		意匠	歴史的資源や伝統的なまちなみに配慮し、周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化	(ア)街道に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	
工作物の基準	工作物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、歴史的資源や伝統的なまちなみに配慮し、著しく派手なものとししない。 ※別表6-3の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
		意匠	歴史的資源や伝統的なまちなみに配慮し、周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化	(ア)街道に面する敷際には、緑を適切に配置する。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	

(2) 重点区域の規制内容について

重点区域の方針により、重点区域内での規制内容は歴史的街道の重要な拠点となるようなまちなみへ誘導するような内容とする。

【別表5-2（歴史軸【重点区域・枚方宿地区】に適用）】

建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに附属するもの	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を街道（街道沿い以外の区域を景観計画に含む場合は道路）から見える場所に配置する場合は、建築物若しくは塀と一体化したり、又は植栽により修景する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物及びこれに附属するもの	建築設備・附属物等	建築設備（エアコンの室外機、ダクト類、高架水槽等）、屋外階段、屋上工作物及び塔屋等は、街道（街道沿い以外の区域を景観計画に含む場合は道路）から見えにくい場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。
	建築物及びこれに附属するもの	屋外広告物	歴史的環境整備ゾーンにおいて看板等を設置する場合、 (ア)建築物との一体感が感じられ、際立った色使いを避け、落ち着いた色にするなど、建築物や周辺の伝統的なまちなみと調和したものとするよう努める。 (イ)歩行者の視線からの見通しに配慮し、必要最小限の大きさ・数量とするよう努める。 (ウ)複数設置する場合は、建物の片側にまとめ、大きさを揃えるなどの工夫に努める。
建築物の外観	歴史的環境整備ゾーン		
	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみに調和するものとする。 ※別表6-3の色彩基準を遵守すること。	
	外壁	(ア)壁面の位置、外壁の仕上げ、開口部などは周辺の建築物との連続性に配慮する。 (イ)木、石、漆喰等の伝統的素材、又はそれらと調和するものとする。	
	屋根	原則、勾配屋根とするとともに、1階部分には、庇を設けるなど、周辺のまちなみとの連続性に配慮する。	
	意匠等	伝統的様式（格子戸、むしこ窓等）、又はそれらと調和するものとする。	
	生活環境整備ゾーン		
	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみに調和するものとする。 ※別表6-3の色彩基準を遵守すること。	
	外壁	木、石、漆喰などの伝統的素材と調和するものとする。	
	屋根	原則、勾配屋根とする。（階数が3以下）	
	意匠等	伝統的様式（格子戸、むしこ窓等）と調和するものとする。	
	商業・業務環境整備ゾーン		
	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみに調和するものとする。 ※別表6-3の色彩基準を遵守すること。	
屋根	原則、勾配屋根とする。（階数が3以下）		

	外壁・意匠等	和風と調和する、又はシンプルなデザインとし、周辺のまちなみと調和するよう配慮する。
	敷地内の緑化	(ア)敷地内には緑を配置するよう努める。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。
工作物の基準	歴史的環境整備ゾーン	
	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみに調和するものとする。 ※別表6-3の色彩基準を遵守すること。
	外壁	垣、さく等（塀、門等）を配置する場合は、街道との敷地に配置し、周辺との連続性に配慮する。それ以外の工作物の配置は、周辺のまちなみに配慮する。
	意匠	木、石、漆喰、瓦などの伝統的素材、又はそれらと調和するものを使用するなど、和風の造りとなるよう配慮する。
	生活環境整備ゾーン	
	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみに調和したものとする。 ※別表6-3の色彩基準を遵守すること。
	意匠	和風と調和するデザインとする。
	商業・業務環境整備ゾーン	
	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等を基調として周辺の伝統的なまちなみに調和したものとする。 ※別表6-3の色彩基準を遵守すること。
	意匠	和風と調和する、又はシンプルなデザインとし、周辺のまちなみと調和するよう配慮する。
	敷地内の緑化	(ア)敷地内には緑を配置するよう努める。 (イ)緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。

【別表5-3（歴史軸【重点区域・山中宿地区】に適用）】

建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を街道から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。	
		建築設備・附属物等	建築設備（エアコンの室外機、ダクト類、高架水槽等）、屋外階段、屋上工作物及び塔屋等は、街道（街道沿い以外の区域を景観計画に含む場合は道路）から見えにくい場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、修景や建築物と一体化する等により、見苦しくならないように工夫をする。	
		屋外広告物	(ア)建築物との一体感が感じられ、際立った色使いを避け、落ち着いた色にするなど、建築物や周辺の伝統的なまちなみと調和したものとするよう努める。 (イ)周囲の山並みと伝統的なまちなみが一体となった景観に配慮し、必要最小限の大きさ・数量とするよう努める。	
	建築物の外観	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の基調となる色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみに調和したものとする。 ※別表6-3の色彩基準を遵守すること。	
		外壁	(ア)壁面の位置、外壁の仕上げ、開口部などは周辺の建築物との連続性に配慮する。 (イ)木、石、漆喰などの伝統的素材、又はそれらと調和するものとする。	
		屋根	原則、勾配屋根とするとともに、1階部分には、庇を設けるなど、周辺のまちなみとの連続性に配慮する。	
		意匠	伝統的様式（格子戸、むしこ窓等）、又はそれらと調和するものとする。	
	敷地内の緑化		(ア)敷地内には緑を配置するよう努める。 (イ)緑の配置に際しては、周囲の山並みと一体となった眺望及び街道に面した生垣等による連続性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。	
	工作物の基準	工作物の外観	色彩	外壁、屋根及びシャッター等の基調となる色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみに調和したものとする。 ※別表6-3の色彩基準を遵守すること。
			外壁	垣、さく等（塀、門等）を配置する場合は、街道との敷地に配置し、周辺との連続性に配慮する。それ以外の工作物の配置は、周辺のまちなみに配慮する。
意匠			周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠、色彩、デザインとしない。	
敷地内の緑化		(ア)敷地内には緑を配置するよう努める。 (イ)緑の配置に際しては、周囲の山並みと一体となった眺望及び街道に面した生垣等による連続性等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状等を検討する。		

【別表6-3（色彩基準）】

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

⑩ R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度 6 以下

⑪ Y（黄）系の色相の場合、彩度 4 以下

⑫ その他の色相の場合、彩度 2 以下

※JIS のマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

・外壁各面で 1 / 3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合（一般区域に限る。）

※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。

・外壁各面で 1 / 20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合

※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1 / 3 以下とすること。

・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

【届出の対象となる行為及び規模】（大阪府景観条例施行規則による。）

○一般区域

		届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
1	建築物	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 20m を超えるもの 又は建築面積が 2,000 m ² を超えるもの
2	工作物	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 20m を超える煙突、鉄筋コンクリート造 の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、 サイロ、物見塔等 高さが 20m 又は築造面積が 2,000 m ² を超える擁 壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースタ ー、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コ ンクリートプラント、アスファルトプラント及 びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に 供する工作物、石油、ガスその他これらに類す るものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼 却場その他の処理施設の用途に供する工作物

なお、法並びに大阪府景観条例により、通常管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為等については適用除外としています。

○重点区域

		届出の対象となる行為	届出の対象となる規模
1	建築物	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	すべての建築物
2	工作物	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	・ 建築確認申請が必要な規模の煙突、鉄筋コン クリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念 塔、高架水槽、サイロ、物見塔、擁壁、ウォ ーターシュート、コースター、メリーゴーラ ウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラ ント、アスファルトプラント及びクラッシャ ープラント、自動車車庫の用途に供する工作 物、石油、ガスその他これらに類するものを 貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場そ の他の処理施設の用途に供する工作物等 ・ 垣、さくその他これらに類する工作物等 (ただし、枚方宿地区の生活環境整備ゾーン、 商業・業務環境整備ゾーンにおいては、高さ 2 m を超えるものに限る)

なお、法並びに大阪府景観条例により、通常管理行為や応急措置として行う行為、他法令で許可を受けて行う行為、伝統的建築物群保存地区等については適用除外としています。

3 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第4号関係)

1 景観重要建造物の指定の方針

次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められる建造物を対象に、所有者の意見を聴いた上で指定する。

- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物
- ・地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物
- ・地域に広く親しまれている建造物（適正に管理されているもの。）

2 景観重要樹木の指定の方針

次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められる樹木を対象に、所有者の意見を聴いた上で指定する。

- ・歴史的又は文化的に価値が高いと認められた樹木
- ・地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木
- ・地域に広く親しまれている樹木（適正に管理されているもの。）

4 屋外広告物の表示等に関する事項

(法第8条第2項第5号イ関係)

屋外広告物が景観に与える影響は非常に大きく、屋外広告物に対する規制誘導施策との連携は不可欠である。大阪府では、屋外広告物条例に基づき規制誘導を実施してきたことから、景観計画の区域においても具体的な基準については、屋外広告物条例に委ねることとする。

ただし、歴史的街道の重点区域において、屋外広告物の基準が定められた場合には、広告物を当該基準に即したものとすよう努めること。

5 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号ニ関係)

周辺の景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、市町村が景観農業振興地域整備計画を策定する場合には、景観計画に定めた景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針に基づき策定するよう、調整を図ることとする。